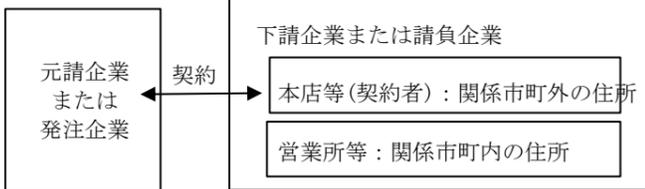


(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 募集要項に関する質問・意見に対する回答書 (第2回)

1 入札説明書

質問・意見	頁	項目番号等						項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	9						概要ヒアリングの日程	概要ヒアリング(対面的対話)の日程が、入札説明書では令和5年8月10日(木)(予定)となっておりますが、事業者側からいくつか上記日時に近い日付で希望日時の提出などが可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 概要ヒアリングの日程を8月10日(木)としておりましたが、8/11(金)以降の実施とすることに変更します。 なお、ヒアリング日程については別途ご連絡のうえ、調整させていただきます。
2	質問	1/7	添付資料	3	1	(1)		モニタリング及び対価の減額について	「モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営維持管理業務委託費の減額等の措置を行うものとする。」とありますが、減額対象には事業提案書に記載された売電量も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	質問		添付資料	4	4			地元発注金額について(設計・建設業務)	入札添付資料4の7/7に「建設工事請負事業者は事業提案書で提案した関係市町に営業所等を置く企業への発注金額と、実際の実績地元発注金額を確認し」とあります。 従って、地域貢献として提案する地元発注金額は、建設工事請負事業者が結成する共同企業体に含まれる関係市町内企業の出資比率(または出資比率相当額)ではなく、建設工事完了後に実際に発注した実績を証明できる金額であると理解してよろしいでしょうか。(共同企業体を組成するかどうかは事業者の判断によるものと理解しておりますが、仮に共同企業体を結成しない場合は出資比率自体がなく同じ基準での比較ができないため統一性がないこと、及び組合様が地元発注金額未達をモニタリングされる際に、出資比率における未達は発生しない為、地元発注金額未達減額処置のペナルティーに公平性がないと考えます。)	ご理解のとおりです。 出資の有無は規定していませんので、地元発注金額の未達に対する措置のみを講ずることに公平性がないとは考えていません。
4	質問		添付資料	4	4	5		地元発注金額について(設計・建設業務) 地元発注金額について(運営維持管理業務)	地元発注金額には、契約主体となる本店や支社支店等の事務所が関係市町外であっても営業所等が関係市町内にあることを証明できる場合には、地元発注金額に含まれるものとお認め頂けないでしょうか。下図のような体制を考えております。 	関係市町に営業所等を置く企業に対する地元発注金額が対象となります。 地元発注金額の算定方法及び証明の考え方を、(様式3-2)対面的対話資料(提案概要書)1.地域貢献に記載し説明して下さい。
5	質問		添付資料	4	4	5		地元発注金額について(設計・建設業務) 地元発注金額について(運営維持管理業務)	地元発注金額として計上できるのは、元請から発注される一次下請企業までの金額であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、二次下請け企業までを認める場合は、国の「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会とりまとめ(2023/3/29)」において提言されており、「重層下請構造において、それぞれが果たすべき役割や責任を明確にするとともに、施工品質や安全性、賃金行き渡りなどで問題が生じないよう措置することが必要」と考えます。 下請け構造が深くなるほど地元企業の技能労働者の労働条件にしわ寄せが及ぶ可能性があるため、地元発注金額においては、それぞれの地元発注先に関して一次下請け二次下請けの区別を明記すること及び一次下請けと二次下請けの評価は同等ではないことを落札者決定基準に追記頂けるようお願いいたします。	下請け階層の規定はありません。 関係市町に営業所等を置く企業に対する地元発注金額が対象となります。

6	質問		添付資料	4	4 5			<p>地元発注金額について (設計・建設業務) 地元発注金額について (運営維持管理業務)</p>	<p>「実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていた場合」との記載がありますが、「提案地元発注金額」とは、様式6-6に記載する発注予定金額の総額（設計・建設期間における総額、運営期間の年度毎における総額）を指しているという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、運営維持管理業の運営期間においては、補修工事等が計画年度から移動することもあり、当該年度の実績地元発注金額が提案地元発注金額を上回っていた場合も想定されることから、最終的に運営期間総額での実績地元発注金額と提案地元発注金額により運営固定費から控除（場合によっては加算）されるものと理解してよろしいでしょうか。なお、運営固定費から控除または加算されるタイミングは、最終事業年度または当該事業年度毎が考えられますが、落札者決定後に契約協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか（参考資料1）。</p>	<p>①設計・建設業務では、実施地元発注金額が、提案地元発注金額を下回っていたかどうかの判断は、設計・建設期間の最終年度に実施します。</p> <p>②運営維持管理業務では、提案地元発注金額は、特別目的会社が毎年度提出する運営維持管理業務地元発注金額達成状況報告書に記載される当該年度の額であり、実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を特別目的会社に支払う当該年度の運営固定費から控除して支払うものです。</p> <p>入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について p 7/7 参照</p>
7	質問		添付資料	4	4 5			<p>地元発注金額について (設計・建設業務) 地元発注金額について (運営維持管理業務)</p>	<p>提案書に記載した地元発注金額の発注先及び個別の発注金額の変更は認められると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>提案書からの総発注金額の変更は不可です。</p>

2-1 要求水準書 設計・建設編

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
			第1章	第1節	5					
1	質問	4	第1章	第1節	5			計画道路	計画道路の図面をご提示願います。	別添のとおり提示します。
2	質問	5	第1章	第1節	6	(3)		建設用地地下水質	建設用地内の観測井の水質は「鉛・砒素」が環境基準を超過しているとのことですが、測定値は一律排水基準（鉛0.1 mg/L、砒素0.1mg/L）以下であることから、用地から排出される地下水は、pH、濁度調整を行えば、建設用地外の水路に放流が可能であると考えてよろしいでしょうか。	汚染水の排水は、「上乗せ排水基準」以下に処理の上、既設水路へ放流する考えです。
3	質問	5	第1章	第1節	6	(2)		都市計画法	表1.1-1建設用地の概要の都市計画区域の欄に「ごみ焼却場として都市計画決定予定」と記載がありますが、都市計画法第29条の開発許可については、同条第1項第三号および都市計画法施行令第21条第二十二号を適用し、許可不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	質問	5	第1章	第1節	6	(2)		森林法	「平地部を除く斜面森林部（約0.6ha）：地域森林計画対象民有林」とありますが、添付資料5に示されている残置森林のことを指すと考えます。以下についてご教示願います。 ①「地方公共団体の組合」が行う行為のため、林地開発許可の対象外との認識でよいでしょうか。 ②上記の場合、あらかじめ知事との協議「連絡調整」が必要と考えますが、連絡調整は完了していますでしょうか。要求水準書に記載の内容以外で協議されている内容があれば提示願います。	①ご理解のとおりです。 ②斜面林の開発面積は約0.2ha(0.3ha未満)のため協議対象にはなりません。印西市への「伐採届」は、施工時に対応する予定です。
5	質問	5 10	第1章 第1章	第1節 第2節	6 1	(2) (18)		緑化 緑化率	「印西市開発指導要綱、緑の基本計画に準ずるものとする」、「緑化率の向上」とありますが、具体的に緑化率が指定されていません。工場立地法等他の緑化に関する関係法令・条例を含めて、以下について指定願います。 ①本事業における緑化率を指定願います。 ②緑化率の指定がある場合、「平地部を除く斜面森林部（約0.6ha）：地域森林計画対象民有林」は緑化率に含めてもよろしいでしょうか。 ③緑化率の指定がある場合、添付資料3-3に示される緑生ブロック擁壁は緑化面積に含めてもよろしいでしょうか。	①工場立地法により、20%以上確保願います。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。
6	質問	5	第1章	1節	6	(2)		都市計画事項	ほぼ全面で埋蔵文化財調査を実施されたと有りますが、調査は終了しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	質問	5	第1章	1節	6	(3)		汚染水について	観測井戸の水質測定より鉛・ヒ素の基準値が超過していると有ります。募集要項等に関する回答書より下水放流が可能となる2027年（令和9年）3月31日までに土工事の際に処理をする地下水（汚染水）に関しては、環境基準値以下となる様に汚染処理の上、既設水路への放流と考えて宜しいでしょうか。	工事排水の下水放流は想定していません。 汚染水の排水は、「上乗せ排水基準」以下に処理の上、既設水路へ放流する考えです。
8	質問	5	第1章	第1節	6	(2)		表1.1 1 建設用地の概要	「埋蔵文化財包蔵地を含む」とありますが、建設工事の過程で埋蔵文化財が発見され、それによって工事が一時中止されることになった場合には、当該一時中止が文化財保護法に基づく諸手続による場合には建設工事請負契約書第26条第2項に基づき建設工事請負契約書第29条第5項あるいは建設工事請負契約書第30条が適用され、また、それ以外の場合には「人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないもの」に該当するものとして建設工事請負契約書第31条第3項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	質問	6	第1章	第1節	6	(4)		ユーティリティ条件	本項に示されている各ユーティリティは、計画道路（将来市道）の完成予定と同じく、令和6年度末には整備され、施工時の利用が可能と考えてよろしいでしょうか。竣工時の利用が出来ない場合、各ユーティリティ使用可能時期についてご教示頂けますでしょうか。	各ユーティリティは要求水準書 設計・建設編添付資料2のとおり、取合点までの整備となっており、竣工時期は次のとおりです。 なお、引込み工事については事業者にてお願いします。 ・上水：令和7年3月末竣工予定 ・排水：造成工事と同時整備 ・下水道：令和9年9月末竣工予定 なお、電力、都市ガスについては、特定事業契約締結後、事業者において建設予定地までの延長及び引込み工事等の手続きをお願いします。
10	質問	6	第1章	第1節	7	(1)	2)	測量調査	貴組合が提示する既調査とは添付資料4を示されている測量結果のみで、標高等の地盤高さを確認できる情報は含まれないと考えてよろしいでしょうか。地盤高さがわかる資料がございましたらご提供お願いできますでしょうか。	添付資料3-3：＜参考資料＞1次造成実施設計図面をご確認下さい。

11	質問	6	第1章	第1節	6	(4)	2)		用水	上水（常時）の口径の要求水準について、本文に200mmと記載されています。印西市の市営水道料金表には、「口径：150mm以上、基本料金：市長が別に定める額」との記載があるため、本施設の上水（常時）の基本料金についてご教示頂きますようお願い致します。	上水（常時）の口径は200mmと記載されていますが、日最大供給量に見合った口径での引込みをお願いします。なお、口径150mm以上で接続する場合の基本料金は印西市との協議を要するため、本組合にご連絡ください。
12	質問	6	第1章	第1節	6	(4)	7)		ユーティリティ条件	造成工事着手時の電気、上水道、下水道、都市ガスの敷設状況をご教示願います。	建設予定地までのユーティリティは整備されておりません。造成工事着手時は、現況どおりとお考え下さい。
13	質問	6	第1章	第1節	6	(4)	2)		用水	②井水（非常時または断水時）の記載のとおり、井水の利用は非常時または断水時でのプラント用水のみへの利用と考えてよろしいでしょうか。	プラント用水のみの限定はしていません。
14	質問	7	第1章	第1節	7	(1)	4)		電波障害調査	「電波障害調査（本組合が予定している調査で不足する場合）」とありますが、調査範囲が確定していないため、適切な費用を設定することが困難です。電波障害調査が必要となった場合の調査費用に関しては別途清算とさせて頂けないでしょうか。	別添のとおり、実施済の電波障害調査報告書の提示します。参考として下さい。なお、建設予定地南東約300m付近に通信事業者の電波塔が設置されていますが、調査の必要があれば当該電波事業者が実施することとなっています。
15	質問	7	第1章	第1節	7	(1)	4)		電波障害調査	「本組合が予定している調査で不足する場合」とありますが、調査内容および調査結果をご提示願います。	実施済の電波障害調査報告書を提示します。参考として下さい。
16	質問	7 36 149	第1章 第1章 第4章	第1節 第11節 第5節 第4章	7 3 1	(2) (2) (1)	3)	①	用地造成工事 造成計画平面図、断面図 一次造成工事	「※設計は、添付資料・・・を参照」、「（本組合が提示する添付資料3-3を参考とすること）」とありますが、各資料には「参考資料」と記載されています。添付資料3-1～3-4の取扱（遵守図書か、変更可能図書か）をご教示願います。遵守図書であった場合でも、以下については事業者提案での見直しは可能でしょうか。 ①人工地盤の構築が求められていますが、新設道路からの乗り入れ部分等で人工地盤の下部となる部分に緑生ブロック擁壁を配置しても、日射および雨にあたることもなく、来場者からも見ることができません。こうした部位の擁壁は事業者提案で見直ししてもよろしいでしょうか。 ②1次造成レベルはFH=21.0mとありますが、雨水排水、造成土量、最終仕上げレベル計画より、事業者にて最適化を図り、擁壁高さを含め見直しをしてもよろしいでしょうか。 ③図1.1-3に観測井位置が示され、P.21に「供用時も継続して利用するため、施設配置を考慮すること」とありますが、既存観測井は擁壁付近に配置されています。観測井の詳細位置を提示いただくとともに、擁壁と干渉する場合は擁壁計画を見直しすることでよろしいでしょうか。また、現状の管理（保存）状態をご提示願います。	参考図書ですが、種々の協議を経たものですので、調整池規模・雨水排水量等の変更は認められません。 ①ご理解のとおりです。 ②FH=21.0mは基面高さ（建物高さ、煙突高さの基準高さ）であり、1次造成レベルとしたものです。外構工事を反映した造成は2次造成以降の工事として、事業者へ委ねるものです。 ③造成設計において、擁壁は井戸に干渉しないよう計画しています。また、観測井の現状の管理状態は、カラーコーンで養生し保存しています。定期的な汲み上げは行っていませんので、観測を行う場合は必要に応じ洗浄等を行う予定です。
17	質問	7 50 126 129	第1章 第2章 第4章 第4章	第1節 第2節 第1節 第2節	7 2 1 1	(2) (4) (5) (1)	4) 3)	② ⑦	② 洗車場工事 プラットホーム 収集車両のタイヤなどを洗浄するための高圧洗浄設備を設置 その他関連施設建設工事（洗車場）  ⑦ プラットホーム内で簡易洗車	付帯工事やその他関連施設として「洗車場」との記載とプラットホーム内に収集車両のタイヤ洗浄などの簡易洗車という記載がありますが、これらについては以下の認識でよろしいでしょうか。 プラットホーム内に収集車両のタイヤ洗浄などの簡易洗車用の高圧水洗浄機を設置する。 この場合、ごみ投入扉前でごみ投入後、各車がタイヤ程度をその場で洗車して退場する考えでしょうか、それともプラットホームの一角に簡易洗車スペース（1台分）を設け、洗車が必要な車両のみが洗車して退場する考えでしょうか。	専用の洗車スペースは想定していません。車両動線、プラットホーム内で収集運搬車両が滞留することがないように配慮し、プラットホーム内で簡易洗車をできるように工夫し、ご提案下さい。
18	質問	7	第1章	第1節	7	(2)	4)	③	③ 余熱利用設備の建設工事	本業務の設計・建設工事の範囲に余熱利用設備の建設工事とありますが、要求水準書設計建設編 P70 第6節 余熱利用設備において、付帯設備工事として必要な場合のみ業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	余熱利用設備は必要な設備であり、業務範囲に含まれます。設備の設置を事業者へ委ねるものは、記載のとおりです。
19	質問	8	第1章	第2節	1	(2)	2)	①	① 粉じん対策	「コントロールセンタは空調機を設置し」とありますが、コントロールセンタを設置する部屋に空調機を設置すること、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	質問	8	第1章	第2節	1	(2)	2)	②	② 粉じん対策	「粉じんの多い場所に設置する分析計またはPLC 内臓の制御盤の保護レベルはIP5Xとし、これ以外の現場操作盤、分電盤等の電気盤はIP4X以上とすること」とありますが、機能的に同等の「IP5X相当」及び「IP4X相当」とさせて頂いても良いでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
21	質問	8 51 140	第1章 第2章 第4章	第2節 第2節 第2節	1 3 5	(2) (3) (4)	1) 2) 6)	③ ②	③ 屋外の扉 プラットホーム出入口扉 ② エントランスホールの建具	「窓等の建具は枠をアルミ製とし、屋外の扉はステンレス製とする」、「エントランスホールの建具は意匠性を考慮し、原則ステンレス製とすること」とあります。一方、第2章第2節3のプラットホーム出入口扉の材質は提案によるとなっています。エントランスホールの建具（扉）はステンレス製とし、その他の屋外扉（プラットホーム出入口扉含む）は耐久性の確保を前提に事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	提案を認めるもの以外は、要求水準書のとおりとします。

22	質問	8	第1章	第2節	1	(2)	④	共通事項_腐食防止対策	「屋外または地下の電気配管は溶融亜鉛メッキの厚鋼とし、電気盤、プルボックスは十分な腐食防止対策を講じること」とありますが、屋内及びその他階の電気配管は、周囲環境に応じて鋼管と同程度の耐性を持つHIVE管等とさせて頂いてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、同等もしくはそれ以上の品質とします。
23	質問	9	第1章	第2節	1	(14)		避難者の人数	災害時の対応について、「近隣住民等に避難が必要な人がいる場合には、避難者を受け入れること」とあります。想定される避難人数、避難期間、本施設の位置づけ(指定緊急避難場所、一時避難場所等)があればご教示頂きますようお願い致します。	本施設関係者、見学者、来場者のほか、近隣住民等を想定し、本施設内に100人が3日程度滞在できることを想定しています。要求水準書 設計・建設編P127, 128をご参照下さい。
24	質問	9	第1章	第2節	1	(7)		施設の構造	「プラント主要設備については、火力発電所の耐震設計規定、建築設備耐震設計・施工指針等の基準類に準拠した設計とし、建築設備と同程度以上の強度を持たせること。」とありますが、経済性を考慮しいずれかに準拠した設計としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	質問	9	第1章	第2節	1	(14)		避難者	近隣住民に避難が必要な人がいる場合の受け入れとありますが、避難用備蓄品は近隣住民分までは必要でしょうか。その場合、何人程度を想定されますでしょうか。また、備蓄品の多寡について、本施設関係者、見学者及び来場者の3日分が必要であり、それを超える分の備蓄を行うことが、非価格要素審査の対象にはならないという理解で宜しいでしょうか。	避難用備蓄品については、「100人が3日程度滞在できるよう防災備蓄倉庫等を設置すること。」を要求しており、備蓄品及び備蓄量は提案によるものとしています。要求水準書 設計・建設編P127, 128をご参照下さい。備蓄量には近隣住民分も含まれますが、備蓄量は提案によります。本項目は非価格要素審査に含まれるもので、同項目において総合的評価します。落札者決定基準P6をご参照下さい。
26	質問	10	第1章	第2節	5			施工時期搬出入ルート	施工時の本施設への主な搬出ルートとして、令和6年度末に完成が予定されている印西市道00-122号線及び計画道路(将来市道)を利用することが予定されていますが、「添付資料3-4:1次造成工事工程」に記載の通り、本道路の完成前期間において、敷地造成工事を実施する必要があります。造成工事期間中の工事車両は、P11「図.1.2-1」に記載のある、市道1057細免・根切線、市道1062佐佐原線及び市道1086馬込線を利用できるものと考えてよろしいでしょうか。また、市道00-122号線および計画道路(将来市道)は本施設の建設期間中における一般車両進入制限の有無についてもご教示頂きますようお願い致します。	ご理解のとおりです。 一般車両の進入制限はありません。 ただし、市道1057細免・根切線、市道1062佐佐原線及び市道1086馬込線を利用する場合は、事前に道路管理者との協議をお願いします。
27	質問	10	第1章	第2節	5			施工時期搬入ルート	計画道路整備完了が令和7年(2025年)3月31日とありますが、2027年3月の竣工を満足させるには、一次造成工事は2024年10月頃に着手する必要があります。計画道路完成迄は、市道1062佐佐原・鼠内線、市道1086馬込線、及び掘削土仮置き場所迄のルートは2024年10月迄に貴組合で大型車両が通行可能な仮設道路を整備して頂くと捉えて宜しいでしょうか。	市道1062佐佐原・鼠内線、市道1086馬込線を利用する場合は、事前に道路管理者との協議をお願いします。 また、掘削土仮置き場所までの仮設道路は、事業者にて整備して下さい。
28	質問	10	第1章	第2節	1	(19)		共通事項	「電線はエコケーブルの採用を基本とする」とのことですが、エコケーブルは、盤間および盤以降の機器間の配線工事への採用とし、電気盤内に関しましては特に電線種別の指定は無いという理解でよろしいでしょうか。	エコケーブルが採用可能な範囲は、エコケーブルとして下さい。
29	質問	10	第1章	第2節	5			計画道路	計画道路は令和6年度末の完成を予定とありますが、完成後は一般車両等も通行可能とする予定でしょうか。	一般車両等も通行可能です。
30	質問	10	第1章	第2節	5			施工時期搬入ルートの遅延	「市道00-122号線及び計画道路(将来市道)は令和6年度末の完成を予定している。」とありますが、これら道路の完成時期が遅延した場合は、建設用地への資材搬入が遅延すること等により、本件工事の施工ができない可能性があります。この場合は、建設工事請負契約書第31条第1項に該当し、工事中止の通知が行われ、同条第3項が適用されるとの理解で良いでしょうか。また、この場合、受注者も、建設工事請負契約書第33条第1項に基づき、発注者に工期の延長を請求でき、関連工事の遅延に伴う工期延長は、同条第2項の発注者の責めに帰すべき事由として、請負代金の必要な変更を行っていただけるとの理解で良いでしょうか。	道路の完成時期が遅延する場合は、代替え道路等の措置を講じますが、著しく工事に影響を与える場合は、ご理解のとおりです。
31	質問	12	第1章	第2節	6			地域振興事業	本工事实施期間に地域振興施設の建設も行われると考えますが、本工事での対応を検討するため、地域振興施設の建設開始時期、完工時期を改めてご教示頂きますようお願い致します。	地域振興施設の建設時期は令和8年度から令和9年度末までを予定しています。 なお、供用開始時期は、令和10年4月(本事業と同じ)を予定しています。
32	質問	13	第1章	第2節	7	(4)		地域振興事業へのエネルギー供給	「地域振興事業へのエネルギー供給(14.7GJ/h相当)を行うこと」とあります。エネルギー回収型廃棄物処理施設の全休炉期間中はエネルギー供給を停止するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	質問	13	第1章	第3節	1	(2)		表1.3-1計画ごみ量	様式5-9、5-10の計画年間処理量には、「要求水準書 設計建設編のP.13 表1.3-1計画ごみ量の災害廃棄物の焼却処理量」は含めないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

34	質問	13	第1章	第3節	1	(2)			計画年間処理量	表1.3-1中に「破碎・選別処理後の戻り可燃物」の計画ごみ量が明記されています。「破碎・選別処理後の戻り可燃物」とは、本施設のマテリアルリサイクル施設において破碎・選別処理後に発生する可燃残渣を示していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	質問	13	第2章	第3節	1	(2)			計画年間処理量	表1.3-1に令和10年度から令和19年度の年間の計画処理量をご提示頂いていますが、本表に記載のない令和20年度（2038年度）以降の計画ごみ量については、令和19年度（2037年度）と同量として、運営事業費を算出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	質問	13	第1章	第3節	1	(2)			計画年間処理量	表1.3-1にR19年度までの計画ごみ量を提示頂いていますが、R20年度以降はR19年度と同様のごみ量として用役を算出との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、要求水準書 設計・建設編P17 表1.3-5 計画ごみ量 について、印西地区ごみ処理基本計画の策定に伴い、別添のとおり修正します。
37	質問	13	第1章	第3節	1	(2)			計画年間処理量	計画年間処理量をご提示いただいておりますが、燃やさないごみ、粗大ごみにおいて一般車両を除く収集運搬車両(委託・許可業者)においては混載での搬入はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	質問	15	第1章	第3節	1	(10)			受入貯留方式	表 1.3-3 主要設備方式の受入貯留方式にて、「ビット容量：[6,900m <sup>3</sup> ]以上（定格処理能力の7日分以上、単位体積重量0.177t/m <sup>3</sup> ）」とありますが、定格処理能力の7日分を単位体積重量0.177t/m <sup>3</sup> で計算した場合、約6,170m <sup>3</sup> となります。ビット容量は6,170m <sup>3</sup> 以上と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 ビット容量：[6,200m <sup>3</sup> ]以上 に修正します。
39	質問	15	第1章	第3節	1	(9)	3)		全炉休止期間	「受変電設備、余熱利用設備、給配水設備等の共通部分を含む機器の定期点検、定期補修等については最低限（7日以下）の全炉休止期間をもって安全作業が十分確保できるよう配慮すること。」とありますが、これは通常年における定期点検に対する要求であり、タービンの開放点検年度（4年毎）についてはこの限りではないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
40	質問	17	第1章	第3節	2	(1)			処理対象ごみ	P17の処理対象ごみには「燃やさないごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」とあります。「燃やさないごみ」「粗大ごみ」については、P18の表1.3-5に年間の計画処理量をご提示頂いておりますが、可能であれば「有害ごみ」についても同様に年間の計画処理量をご提示いただけますようお願い致します。	有害ごみ（蛍光灯、乾電池）の年間計画処理量は別添のとおりです。 また、要求水準書 設計・建設編P17 表1.3-5 計画ごみ量 について、印西地区ごみ処理基本計画の策定に伴い、別添のとおり修正します。
41	質問	20 114	第1章 第3章	第3節 第4節	2 3,4	(7)			破除袋機 手選別コンベヤ	燃やさないごみは、受入ヤードにて事前選別を行うことを前提に、破除袋機及び手選別コンベヤの設置は必要に応じて事業者の提案によるものとさせていただけないでしょうか。	形式を事前選別として下さい。 なお、破除袋機としない提案の場合であっても除袋率は必ず記載をお願いします。
42	質問	20	第1章	第3節	2	(7)			処理フローシート（参考）	手選別コンベヤで選別される「びん」は、生きびん及びカレットの総称との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 添付資料7をご参照下さい。
43	質問	21	第1章	第3節	3	(2)			計画車両台数	表1.3-7に計画車両台数をご提示頂いておりますが、繁忙期における受入れ計画を立案するために、1年の中で搬入台数が最も多い日における時間別の搬入車両台数を車両区分ごとにご提示頂きますようお願い致します。また、一般車両については、燃やすごみ・燃やさないごみを混載して搬入する車両の割合についても、可能であればご教示いただけますようお願い致します。	表1.3-7における日最大台数の時間別搬入台数は別添のとおりです。 また、一般車両が、燃やすごみ・燃やさないごみを混載して搬入する車両の割合は把握しておりません。
44	質問	21	第1章	第3節	3	(1)	4)	②	マテリアルリサイクル推進施設	「主灰、飛灰処理物及び不燃残さは積載10t天蓋付きダンプ車で混載し搬出するため、主灰、飛灰及び不燃残さは各々の重量を把握できる設備または運用とし、効率的に搬出できる配置及び動線とすること。」とありますが、「添付資料7<参考資料>現印西クリーンセンター処理フロー図」によると主灰、飛灰及び不燃残さはいずれも灰ビットにて受け入れ後、最終処分場にて処分するフローとなっています。不燃残さは可燃物コンベヤにてごみビットに搬送することとして、不燃・可燃分離装置および不燃残さ貯留設備の削減を提案してもよろしいでしょうか。設備構成の合理化による設備トラブル減少と不燃残さの減容効果が見込めます。	不燃・可燃分離装置は設置するものとします。 不燃残さ貯留設備の形式は提案によりますので、合理的形式であれば、兼用等も可能です。 現施設では、灰ビット内に区分されています。
45	質問	21	第1章	第3節	3	(2)			計画車両台数	表1.3-7に計画車両台数をご提示いただいておりますが、年間平均で曜日別および時間帯別に、搬入車両台数と搬入量を車両区分ごとにご提示いただけますようお願い致します。	別添のとおり、提示します。
46	質問	28	第1章	第7節	1	(1) (3)			材料及び機器	「海外調達材料及び機器等については、下記のすべての条件を満たした場合に使用を認める場合がある。(1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。(3)国内の一般廃棄物処理施設に納入され、稼働した実績があること。」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

47	質問	28	第1章	第7節	1	(2)		材料及び機器	「(2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること(同等品と認められる場合を含む)。とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	質問	28	第1章	第7節	1	(2)		材料及び機器	「(2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること(同等品と認められる場合を含む)。とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達して使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	質問	28	第1章	第7節	1	(4)		材料及び機器	「(4)検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	質問	28	第1章	第8節	1	(2)		試運転	試運転期間は「120日以上」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設については弊社実績の90日以上としてもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。
51	質問	29	第1章	第8節	2	(2)		運転指導	運転指導期間は、「90日(土、日、祝日含む)」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設については弊社実績の60日(土、日、祝日含む)としてよろしいでしょうか。	合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
52	質問	29	第1章	第9節	2	(1)		予備性能試験	「事業者は引渡性能試験の前に[5日以上]の予備性能試験を行い」とありますがマテリアルリサイクル推進施設は弊社実績により「2日」としてよろしいでしょうか。また、予備性能試験についてはマテリアルリサイクル推進施設単独で実施してよろしいでしょうか。	
53	質問	29	第1章	第9節	2	(1)		予備性能試験	「事業者は引渡性能試験の前に[5日以上]の予備性能試験を行い予備性能試験報告書を提出すること」とありますが、表1.9-1性能保証事項実施期間は引渡性能試験と同様に24時間以上と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	質問	29	第1章	第9節	2	(2)		予備性能試験	予備性能試験方法は引渡性能試験に準じ、回数は引渡性能試験と同回数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 表1.9-1及び表1.9-2に示すとおりです。
55	質問	30	第1章	第9節	3	(1)		引渡性能試験条件	引渡性能試験の日数は、定格運転24時間、定格運転とは別の日に軽負荷運転を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	質問	30	第1章	第9節	3	(1)		軽負荷運転試験	マテリアルリサイクル推進施設は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	質問	31	第1章	第9節	3	(1)		性能保証事項 ばいじん他	ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類の測定場所について、今回は集じん設備と煙突の間に機器がなく、他からのガスや空気の流入もないことから、当該測定値は集じん設備出口と煙突入口で同じ値になると考えます。したがって集じん設備出口での計測を省略し、煙突入口のみとしてよろしいでしょうか。	表1.9-1に示すとおりです。 測定場所は、測定時に設備状況を勘案し、本組合が指定しますので、現段階では要求とおりとします。
58	質問	31	第1章	第9節	3	(1)		性能保証事項 窒素酸化物	窒素酸化物の測定について触媒反応塔を設置しない場合は、触媒反応塔入口に関しての測定は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	質問	32	第1章	第9節	3	(1)		性能保証事項 飛灰処理物 ダイオキシン類	飛灰処理物のダイオキシン類については各炉毎での計測が困難であることから、測定回数は各炉とせず2回以上としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 飛灰処理物の測定回数は2回とします。
60	質問	33	第1章	第9節	表 1.9-1	11		非常用発電装置	試験方法について「JIS B 8041により行う。」とありますが、ディーゼルエンジンを採用する場合は、JIS B 8014を適用すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	質問	33	第1章	第9節	表 1.9-1	16		機械関係諸室内局部温度	「機械関係諸室内局部温度：外気温32度+10℃以下、同室内温度：50℃以下」とありますが、「機械関係諸室内局部温度：50℃以下、同室内温度：外気温32度+10℃以下」と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 機械関係諸室内局部温度 50℃以下 同室内温度 外気温32度+10℃以下 に修正します。
62	質問	33	第1章	第9節	表 1.9-1	20		煙突における排ガス流速、温度	保証値：200℃程度とありますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(環境省発行)のP12に「原則として白煙防止条件を設定せず、より高効率なエネルギー回収を推進するよう努めること。」と記載があります。ボイラ・エコノマイザにて排ガス処理に適した温度まで最大限熱回収を行い、再加熱せず煙突から排出する計画が適していると考えます。煙突における排ガス流速と温度の設定は事業者によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

63	質問	36	第1章	第11節	3	(3)		車両動線計画図	「車両動線計画図（工事期間中の車両動線計画図を含む）」とありますが、工事期間中の車両動線とは場内動線と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	質問	39	第1章	第12節				5. 実施設計図書の提出	「ただし、本組合は、建設事業者から提出された情報等については全面的に利用権を持ち、著作権の譲渡については制限を設け、著作人格権についても、一定の制限を設けるものとする。」とありますが、具体的な条件については建設工事請負契約書第9条の定めのとおりと理解してよろしいでしょうか。また、実施設計図書には、建設事業者の営業秘密が含まれると考えられますので、公表、他人に閲覧、その他使用をされる場合には、その内容や範囲について事前に協議させていただきますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。 また、実施設計図書の公表、閲覧、その他使用をされる場合は、事前に協議の上決定させていただきます。
65	質問	43	第1章	第13節	2	(3)		実施設計前の地下水質調査	「実施設計前に地下水質調査を行うこと。」とありますが、新規に採水用の井戸は設けず、既存観測井戸から地下水を採取し、分析調査を行うと考えてよろしいでしょうか。分析調査結果の使用目的等あればご教示頂きますようお願い致します。また、分析調査は実施調査前に一度行えば、定期的、又は継続して行う必要はないと考えてよろしいでしょうか。	既存観測井戸から地下水を採水することで結構です。 本件は環境保全対策を目的として行うものです。 実施調査後は、井戸工事に伴い必要な場合や排水に伴い必要な場合等に適宜実施して下さい。
66	質問	44	第1章	第13節	7	(1)		地中障害物	「建設用地内に残存工作物、地中工作物等があった場合は、本組合の承諾を得て撤去処分すること。」とございますが、撤去処分費用及び工程等に関しては都度協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	質問	44 126	第1章 第4章	第13節 第1節	7 3	(4) (1)	1)	敷地境界の仮囲い 仮囲い	「敷地境界に仮囲い、・・・を設置し、」、「建設用地の工事区域の周囲に設置」とありますが、仮囲いは平場の工事範囲（法面下は除く）に限定する形でよろしいでしょうか。 また「仮囲いは、意匠鋼板により高さ1.8m以上」とありますが、意匠鋼板を使用する範囲は敷地南側の将来市道側に限定し、その他の3辺については事業者提案でよろしいでしょうか。	仮囲いの仕様と適用範囲は、工事内容や建設用地の周辺状況を確認した上で、本組合との協議により決定する考えです。 環境影響評価においては、高さ3.0mとしています。
68	質問	44	第1章	第13節				7. 工事条件 等 (1) 地中障害物 等	(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業実施方針に関する質問・意見に対する回答書（令和5年3月27日）のNo. 38で「地中障害物等の処理に関する費用については貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。」との質問に対して、「ご理解のとおりです。」とのお返事をいただいておりますが、工事期間中に地中障害物が発見された場合は、建設工事請負契約書第29条第1項第3号又は第4号に該当し、第29条第2項から第5項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	質問	47	第2章	第1節	1	(1)		階段枠	形鋼とありますが軽量形鋼も含むものと理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
70	質問	49	第2章	第2節	1			計量機	無人化の提案を求めるとありますが、一方で運営維持管理業務編 P.15 第2節1.において、搬入者に対してごみの受入基準を満たしていることの確認や、基準を満たしていない搬入者に対する注意や指導が求められていることから、たとえ無人化を行ったとしても、これら人による口頭での確認や注意、指導は必要であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 受付・軽量業務は作業量も多いため、無人化を求めています。 一方、処理不適物の検査は作業場所も異なり、持ち帰り指導も必要となることから、無人化は困難と考えています。
71	質問	50	第2章	第2節	1	(5)	9)	市民一般持込	「市民一般持込については、受付票を受け取ること」とあります。一般持込者は、施設来場前に発行された「受付票」を持参する必要があると理解してよろしいでしょうか。その場合、受付票の発行方法（電話、HPなど）及び発行業務の所掌（貴組合、事業者）について、現状の想定をご教示いただけますようお願いいたします。 また、一般持込を行うにあたって、施設来場前の事前予約は不要と理解してよろしいでしょうか。事前予約が必要である場合、予約方法（電話、HPなど）及び予約対応の所掌（貴組合、事業者）について、現状の想定をご教示いただけますようお願いいたします。	市民一般持込は、関係市町衛生担当課窓口にて持込の手続きを行い、発行された「受付票（搬入許可証）」を持込時に計量棟にて担当職員に手渡します。 また、一般持込に際し、事前予約は不要ですが、引越し、片付け、遺品整理等で、大量に排出される場合のみの受入としています。
72	質問	50	第2章	第2節	1	(5)	10)	許可証発行業務の所掌	「許可証発行業務」に関して、実施方針に関する質問・意見に対する回答書No.12において「事業系のごみの搬入に関する許可証発行業務を想定しています」と回答いただいております。「許可証」とは、事業系ごみの搬入時に必要なものと理解してよろしいでしょうか。また、「添付資料7：＜参考資料＞現印西クリーンセンター処理フロー図」において「家庭系ごみ」の左側に「許可証」の記載がありますが、質問回答の内容を正とし、家庭系ごみを搬入する一般車両に対して許可証は不要であると考えてよろしいでしょうか。 なお、設計・建設編P50には「（許可証の発行が本組合の業務範囲となった場合）事業者は許可証発行業務を行う」と記載がある一方で、運営維持管理業務編P2には「本組合は、許可証発行業務を行う」と記載があります。許可証発行業務に関しては、事業者の所掌と考えてよろしいでしょうか。	事業系のごみの搬入に関する許可証発行業務は本組合担当課窓口で手続きを行っております。許可期間は当該年度末までで、当該年度の初回搬入時までに手続きをお願いしております。 また、「添付資料7：＜参考資料＞現印西クリーンセンター処理フロー図」の「家庭系ごみ」の「許可証」については、前項の市民一般持込と同義であり、一般車両による家庭系ごみの持込にあつては許可証が必要となります。 なお、設計・建設編P50に記載の「（許可証の発行が本組合の業務範囲となった場合）事業者は許可証発行業務を行う」との記載は一般持込に関する手続きを想定したものです。
73	質問	53	第2章	第2節	6	(4)	1)	ごみピット容量の算定	「ごみピット容量の算定は、投入扉下面の水平線（プラットホームレベル）以下の容量とすること」とありますが、2段ピットとする場合は、投入側は投入扉下面の水平線以下、攪拌側は仕切り壁上端のテーパー部以下で算定するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

74	質問	53	第2章	第2節	6	(4)	6)		ごみピット汚水槽	ごみピット汚水槽の設置有無は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 現施設においては有効に機能しており、有用との認識によるものです。
75	質問	53 79	第2章 第2章	第2節 第8節	7 6	(5) (5)	4) 3)		ごみクレーン安全通路 主灰クレーン歩廊	ごみクレーンの安全通路においては「天井梁下より2m以上を確保」とありますが、主灰クレーンの歩廊について「天井までの高さは、機器部を除いて2.4m以上を確保」とあり、表現が異なります。主灰クレーンについてもごみクレーンと同様に「天井梁下より2m以上を確保」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 ごみクレーンは、建物の高さ制限（30m）、梁高の大きさを考慮し低く設定したものです。
76	質問	62	第2章	第4節	9	(2)	2)	②	サンプリングクーラ給水用数量	給水用2組（1炉1組）とありますが、脱気器を1基とする場合には、1号系ボイラ、2号系ボイラへの給水水質は同じものとなります。この場合には、給水用サンプリングクーラは1基とすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
77	質問	63	第2章	第4節	9	(3)	3)	②	連続ブロー装置	ブロータンク材質について「SUS304または同等品以上」とありますが、弊社実績上、SS400にて性能上問題ない事を確認しています。耐久性、耐食性に問題ない事を条件にSS400の採用をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 S U S 3 0 4 と同等品以上と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
78	質問	68	第2章	第5節	4	(3)	1) 2)		活性炭及び薬剤貯留サイロ	活性炭及びその他薬剤の容量について、「基準ごみで7日分以上とする」と記載がありますが、「基準ごみ2炉運転時で7日分以上」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	質問	70	第2章	第6節	1				発電設備	蒸気タービンの連続最大出力は「提案による」kWとありますが、本書P6にユーティリティ条件に関し高圧規定があることから、提案数値は2,000kW未満の数値において提案によるもの、という理解でよろしいでしょうか。	蒸気タービンの連続最大出力は、高圧規定（2,000kW未満）の制約は受けません。 東京電力パワーグリッド株式会社への「接続検討申込み」を実施済みであり、発電電力は、高圧規定（2,000kW未満）の制約は受けないことを確認しています。 なお、「接続検討申込み」では、発電機定格出力3,150kWとしています。
80	質問	71	第2章	第6節	1	(6)	1)		余熱利用設備	「出入自由方式」とありますが、受電電圧が6.6kVのため系統側への送電量の最大値は2,000kWと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	質問	71	第2章	第6節	1	(6)	1)		余熱利用設備	「出入自由方式」とありますが、受電電圧が6.6kVのため系統側への送電量の最大値は2,000kWと理解してよろしいでしょうか。その場合、提案書上の送電量最大値は2,000kWを採用することとし、実際の負荷変動を考慮した送電量最大値については電力会社と協議の上決定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	質問	72	第2章	第6節	3				復水排熱利用設備	供給媒体の温水は、排熱利用事業者の施設で熱交換後、循環して事業者設備に戻ってくると理解しております。排熱利用事業者側の熱交換器は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、設計条件の統一の観点から、水道水との熱交換を考慮して、戻り水の想定温度は30℃と想定してもよろしいでしょうか。	供給媒体温水の循環、熱交換機は、ご理解のとおりです。 戻り水の想定温度は、提案によります。
83	質問	72	第2章	第6節	3				復水排熱利用設備	「本設備は、排熱利用事業者へ復水排熱を供給できるよう設備の設置個所を確保するために計画するものである。」と記載がありますが、設置個所の確保のみで機器費等は見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	意見	73	第2章	第7節	1	(5)	4)		押込送風機	「本設備は原則として専用室に設置し、騒音・振動・換気に十分配慮すること」とありますが、適切な防音・振動対策を行い敷地境界での騒音値を遵守することを条件に、炉室等へ配置する提案をお認め頂けないでしょうか。	原則であり、騒音・振動・換気に十分配慮が認められ場合は、提案を妨げるものではありません。
85	質問	73	第2章	第7節	1	(5)	3)		押込送風機	回転数制御による立上のため、入口ダンパの起動インターロック有無は事業者提案としてよろしいでしょうか	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
86	質問	73	第2章	第7節	1	(5)	4)		押込送風機	詳細設計により敷地境界における騒音値を満足できる場合には、専用室の要否は事業者提案としてよろしいでしょうか。	専用室の設置は原則であり、騒音・振動・換気に十分配慮が認められ場合は、提案を妨げるものではありません。 ただし、提案書からの変更は原則として認めません。

87	質問	73	第2章	第7節	2	(5)	4)		二次送風機	ダンパ方式とのご指定ですが、回転数制御方式の提案も可能とさせていただけないでしょうか。また、回転数制御による制御の場合、入口ダンパの起動インターロック有無は事業者提案としてよろしいでしょうか	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
88	質問	74	第2章	第7節	3	(5)	3)		蒸気式空気予熱器	「伝熱管はベアチューブ」とありますが、ダストの詰まり対策等を行った設計、維持管理を行うことを条件に、フィンチューブの使用をお認めいただけないでしょうか。省スペースとなり経済性に優れた提案につながります。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 優位性が認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
89	意見	75	第2章	第7節	6	(5)	5)		誘引送風機	「本設備は原則として専用室に設置し、騒音・振動・換気に十分配慮すること」とありますが、適切な防音・振動対策を行い敷地境界での騒音値を遵守することを条件に、炉室等へ配置する提案を認めて頂けないでしょうか。	原則であり、騒音・振動・換気に十分配慮が認められ場合は、提案を妨げるものではありません。
90	質問	75	第2章	第7節	6	(5)	4)		誘引送風機	回転数制御による立上のため、入口ダンパ及び出口ダンパの起動インターロック有無は事業者提案としてよろしいでしょうか	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
91	質問	75	第2章	第7節	6	(5)	5)		誘引送風機	詳細設計により敷地境界における騒音値を満足できる場合には、専用室の要否は事業者提案としてよろしいでしょうか。	専用室の設置は原則であり、騒音・振動・換気に十分配慮が認められ場合は、提案を妨げるものではありません。 ただし、提案書からの変更は原則として認めません。
92	質問	79 130	第2章 第4章	第8節 第2節	6 1	(5) (3)	2) 6) 7)	③ ②	クレーン操作室 ごみクレーン操作室 主灰クレーン操作室	主灰クレーン操作室のピット側窓ガラスは「原則として自動窓ふき装置を設置すること」、「ごみピット側窓ガラス、ごみピット見学者用窓ガラスを清掃するための清掃装置を設置すること」、「監視窓はFIX窓とし、原則として窓ガラス清掃装置を設置すること」とあります。 ごみクレーン側も主灰クレーン側も「自動で窓を洗浄し、拭く装置」を指し定めており、デッキを設けて人力で清掃する方法は不可という認識でよろしいでしょうか。	原則を示しており、デッキを設けて人力で清掃する方法を不可とするものではありません。 ただし、自動化が好ましいと判断しているため、人力を希望する場合は、要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 特段の理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
93	質問	81	第2章	第8節	8	(4)	2)		混練機の数量	混練機の数量2基（交互運転）とありますが、当社納入施設において、1基の実績もあることから、数量は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 特段の理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
94	質問	83	第2章	第9節	1	(5)			給水設備	「井水を利用できるように前処理設備を設置すること。」とありますが、井水の給水は雨水貯留槽及びプラント用水受水槽のみとし、特に必要ない場合は、前処理設備は不要と考えてもよろしいでしょうか。	井水は、非常時または断水時に、上水の代替えとしての利用も想定しています。要求水準書 設計・建設編P15、表 1.3-3 主要設備方式 を参照下さい。 前処理（砂ろ過等）は、井水を通常の飲料水程度までろ過することを要求するものです。
95	質問	84	第2章	第10節	1	(3)			有機系プラント排水の処理	「有機系プラント排水は、生物処理後、他の無機系プラント排水と合併処理することを基本とする。」とありますが、「基本とする。」とありますので、処理後の水質を満足することを条件に、生物処理することなく無機系プラント排水と合併処理する提案も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
96	質問	86	第2章	第11節	4	(2)	3)	⑤	高圧配電設備	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること。」とありますが、蒸気タービン発電機による無効電力制御もしくは高圧母線に設置された進相コンデンサによる無効電力制御にて受電点力率が制御可能な場合は、追加で進相コンデンサの設置は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 力率改善95%を達成する提案を妨げるものではありません。
97	質問	87	第2章	第11節	4	(4)	1)	②	電圧	「6.6kV/440V」と記載がございますが、50Hz帯のため変圧器定格2次電圧は6.6kV/420Vとさせて頂いてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

98	質問	89	第2章	第11節	7	(2)	1)		低圧動力制御盤形式	低圧動力制御盤の形式が「鋼板製屋内閉鎖垂直自立形またはコントロールセンタ」とありますが事業者の判断で形式を選択可能と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	質問	93	第2章	第12節	2	(2)	6)		計装監視機能	電動機電流値の監視につきましては、監視対象を主要電動機とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	必要な箇所に適切に計画して下さい。
100	質問	94	第2章	第12節	2	(4)	9)		データ処理・作成機能	電動機等各機器の稼働時間データ処理に関しましては、対象を主要機器とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P95 3. 計装機器 (1) 一般計装センサー以下に示す計装機能を必要な箇所に適切なものを計画すること。を参照下さい。
101	質問	96	第2章	第12節	4	(1)	4)		計画概要	「オペレータコンソール及び液晶ディスプレイは焼却炉用、受変電発電監視用、給排水・排水処理運転制御用、ボイラ復水系統制御用などとし」とありますが、1つのディスプレイに複数画面表示でき、全て同機能を有しているオペレータコンソールを複数台設置させて頂いてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	質問	97	第2章	第12節	5	(2)	2)		警報(メッセージ)記録用プリンタ	「警報(メッセージ)記録用プリンタは、随時出力とし、防音対策を施すこと」とありますが、利便性、保守性に優れた汎用カラープリンタを採用し、さらに資源の節約を考慮し任意出力としてもよろしいでしょうか。また、警報メッセージと画面ハードコピーは、機能的に兼用可能なため、兼用としてもよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
103	質問	105	第3章	第3節	3				低速回転式破砕機	スプレー缶混入時の防爆対策の一環として低速回転式破砕機の設置は必須と考えているため、本文中に記載のある「必要に応じて」を必要と判断し設置したいと考えています。低速回転破砕機を設置しない場合、低速回転破砕機に代わる防爆設備の設置が必要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P106 (5) 特記事項 9)に記載のとおり、「設置しない場合は、十分な火災・爆発等に対する安全措置を講ずること。」のとおりです。
104	質問	114	第4章	第4節	3				破除袋機	破除袋機と記載がありますが、省エネと維持補修費低減の観点より、提案として破袋機+手選別による除袋をお認め頂けないでしょうか。	形式は提案によります。 なお、破除袋機としない提案の場合であっても除袋率は必ず記載をお願いします。「破袋機+手選別」の除袋率を必ず記載して下さい。
105	質問	120	第4章	第8節					電気設備	「マテリアルリサイクル推進施設への給電は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に設置する受変電設備より引き込むものとし」とあります。また、要求水準書P19の電気設備は「エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用可」とあることから、マテリアルリサイクル推進施設へ高圧もしくは低圧で給電するかは事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	質問	126	第4章	第1節	2				建築計画	建物高さに関して以下、3点ご確認をお願いします。 ①建築物と一体となる煙突については、建築基準法施行令第2条第1項第6号ハに示す「建築物の高さに算入されない屋上突出物」として建築物の高さに不算入と考えてよろしいでしょうか。 ※要求水準書にてご指定の適用指針のうち建築構造設計基準では45mを越える建物に対して時刻歴応答解析の実施と大臣認定の取得が求められています。建物高さを煙突パラペットあるいは内筒天端とする場合に45mを越えることとなり、確認申請や計画変更における申請期間が長期化する恐れがあります。 ②煙突を除く建築物の高さを30m以下とすること指定ですが、ここでいう高さとは煙突を除く部分に対して建築基準法施行令第2条1項6号に準ずると考えてよろしいでしょうか。 ③また、高さ制限30mは計画地盤FH=21mに30mを加えたFH=51mを絶対高さと考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③煙突高：FH=21m+59m ⇒ FH80m 煙突除く建築物高：FH=21m+30m以下 ⇒ FH51m以下となります。
107	質問	126	第4章	第1節	3	(1)			仮囲い	「仮囲いは意匠鋼板により高さ1.8m以上で建設用地の工事区域の周囲に設置すること」とありますが、仮囲いの仕様と適用範囲は工事内容や建設用地の周辺状況を確認した上で貴組合とのご協議により決定すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 環境影響評価においては、高さ3.0mとしています。
108	質問	126	第4章	第1節	2				建築計画	「本施設の建築高さは30m以下とする(煙突除く)」とありますが、ここでいう建築高さとはパラペット天端のように建築基準法でいう「建築物の最高高さ」に該当する部位のことを指すという認識でよろしいでしょうか。(安全設備やルーファン、サイレンサーなどの機器は除外と考えてよろしいでしょうか。)	機器を含め最高高さ30m以下として下さい。
109	質問	126	第4章	第1節	3	(1)			仮囲い	擁壁法肩と隣地境界線の離隔を最小限とするために、東側隣地境界線沿いの仮囲いは隣地側に設置することが可能と捉えて宜しいでしょうか。隣地の無償借地が可能と捉えて宜しいでしょうか。	隣地の借地は事業者責任で対応して下さい。 折衝の際はその旨を組合に報告して下さい。
110	質問	126	第4章	第1節	3	(1)			仮囲い	1.8m以上の意匠鋼板仮囲いは公道沿いのみでその他箇所は単管メッシュシート等で宜しいでしょうか。	仮囲いの仕様と適用範囲は、工事内容や建設用地の周辺状況を確認した上で、本組合との協議により決定する考えです。 環境影響評価においては、高さ3.0mとしています。

111	質問	126	第4章	第1節	3	(2)		仮設計画 仮設事務所	一次造成工事中の仮設事務所および作業員休憩所として、南側地域振興事業エリアを無償で貸与いただく事は可能でしょうか。	現時点において、貸与することができる場所、面積について明確にできないため、不可とお考え下さい。
112	質問	126	第4章	第1節	3	(3)		仮設計画 仮設道路、駐車場	一次造成工事中の駐車場として、南側地域振興事業エリアを無償で貸与いただく事は可能でしょうか。 また、一時造成工事終了後も上記エリアを工事中駐車場として無償で貸与いただく事は可能でしょうか。	現時点において、貸与することができる場所、面積（一時造成工事終了後の工事中駐車場含む）について明確にできないため、不可とお考え下さい。
113	質問	128	第4章	第1節	6	(3)		見学者への配慮	記載にある、見学者の配慮とは、完成後の解釈と考え、工事中一般車の見学等は考慮の必要は無いものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	質問	130	第4章	第2節	1	(3)	2)	灰出し設備室	機器が密閉式で粉じんが少ない環境の場合は、隔壁による仕切りの有無は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、壁貫通部の周囲が確実に密閉されていない等の場合は、改善対象となります。
115	質問	130	第4章	第2節	1	(3)	5)	排ガス処理設備室	室とありますが、壁の有無は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 室と記載しておりますが、炉室と一体構造となることが多いため、構造・仕上・歩廊・換気・照明設備も炉室と一体として計画して下さい。
116	質問	132	第4章	第2節	1	(6)	1) 2)	工作室および資材倉庫	要求水準を満足することを前提に、工作室と資材倉庫を兼用とする事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	質問	132	第4章	第2節	1	(6)	3) 5)	油脂庫および危険物倉庫	油脂や危険物を炉室に分散配置可能な場合、法的規制に従うことを前提に、炉室と兼用する事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	質問	133	第4章	第2節	1	(8)	1)	作業員用エレベータ	「工場棟には、見学者用 エレベータ及び作業員用エレベータを工場内連絡、作業動線上効率的な場所に設置すること。」とありますが、作業員用エレベータとは第4章第2節1.(3).1)④に示してある「メンテナンス用エレベータ」と同じエレベータを示すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	質問	136	第4章	第2節	3	(8)		書庫	什器備品等の「書棚（概略寸法：W900×H2,000（6段積）のもの）：24個分」、「机・椅子：4人掛け：1組程度」は、2室合わせての数量と考えてよろしいでしょうか。	什器備品等の数量は、1室当たりとなります。
120	質問	140	第4章	第2節	5	(4)	1)	② ③ プラットホーム、ごみピットの屋根 炉室の屋根	「プラットホーム、ごみピットの屋根はトップライトを設置」、「炉室の屋根は採光に配慮」とありますが、配置計画、安全性、高さ制限、雨漏れ防止の観点から、必ずしもトップライト限定ではなく、壁面ハイサイドライトによる採光等、事業者にて提案させていただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	質問	147	第4章	第3節	7	(1)		見学者用のエレベータ	「工場棟には、見学者用のエレベータを設置すること」とありますが、見学者専用エレベータを設置し、貴組合用エレベータに関しては別途設けると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P133の記載のとおりです。 (8) その他 1) 工場棟には、見学者用エレベータ及び作業員用エレベータを工場内連絡、作業動線上効率的な場所に設置すること。
122	質問	147	第4章	第3節	8			配管工事	汚水管（屋内）が排水用硬質塩化ビニルライニング管とありますが、雑排水管と同様に硬質ポリ塩化ビニル管（VP・VU）も採用して宜しいでしょうか。	記載のとおり、各設備の配管材質は表4.3-3を参考に選定して下さい。
123	質問	149	第4章	第5節	1	(1)		一次造成工事	一次造成工事における数量は指定数量であり、事業者にて見直す範囲を除き、数量差異は精算対象と考えて宜しいでしょうか。	数量は参考です。 精算対象とはなりません。
124	質問	149	第4章	第5節	1	(1)		一次造成工事	提出見積書では補正土量を採用せず、掘削積込・運搬・処分地締固め共、実数量を採用しておりますが宜しいでしょうか。	
125	質問	149	第4章	第5節	1	(4)		造成工事	「一次造成工事で発生する掘削土は、本組合が指定する場所（地域振興施設用を予定）に仮置きすること。」とありますが、仮置き土量の制限と仮置きが可能な期間を想定されていたらご教示頂けますでしょうか。 また制限土量内でかつ、仮置きが可能な期間であれば一次造成工事に連続する土木建築工事で発生する残土の仮置きも可能でしょうか。	仮置き土量は、要求水準書 設計・建設編 添付資料3-2：＜参考資料＞1 次造成実施設計図書数量計算書P2をご参照下さい。 仮置きが可能な期間は、令和7年度末までを想定しており、1次造成以外の残土は仮置きできないものとお考え下さい。
126	質問	149	第4章	第4節	8	(2)	3)	雷保護設備工事	環状接地極とのご指定がありますが、接地極の仕様に関しては事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「○[ ]書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。 合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。
127	質問	149	第4章	第5節	1	(1)		一次造成工事	雨水調整池、及び放流管が完成使用できるまでの湧水・雨水等の放流先は既設水路と考えて宜しいでしょうか。	雨水調整池及び放流管完成後も最終放流先は既設水路です。 放流には濁水対策が必要です。

128	質問	149	第4章	第5節	1	(1)			一次造成工事	コルゲート水路は雨水調整池、及び放流管が完成使用できるまでの仮設的な湧水・雨水処理設備と捉えて宜しいでしょうか（外構路盤下部に埋殺）。	ご理解のとおりです。
129	質問	149	第4章	第5節	1	(1)			一次造成工事	道路境界線と擁壁法肩が近接していますが、道路境界線を越境しないように掘削施工が可能なラインを起点として安定勾配法面を整形し、擁壁法尻ラインを設定として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	質問	149	第4章	第5節	1	(1)			一次造成工事	残土の仮置きについて、仮置きの場所、仕方、高さ、面積等の指定がございましたらご教示願います。	地域振興施設用地での利用を予定しています。仮置きの場所、仕方、高さ、面積等は未定です。
131	質問	149	第4章	第5節	1	(2)			雨水調整池容量、構造、構内雨水排水路整備等、許認可に基づく設計	「雨水調整池容量、構造、構内雨水排水路整備等、許認可に基づく設計は添付資料3-1及び3-3を参考とすること」とありますが、本計画内容で、諸官庁協議（林地開発の連絡調整含む）が実施され、許認可は問題ない計画と認識でよろしいでしょうか。また、雨水の排水先は参考図の位置で決定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	質問	149	第4章	第5節	1	(4)			造成工事	「一次造成工事以外の工事で発生する掘削土は構内再利用を原則」とありますが、建屋工事の残土処分は地域振興施設用地を使用せず、構内再利用以外は場外自由処分が宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	質問	149	第4章	第5節	1	(4)			造成工事	造成工事での掘削土仮置き場所の沿道状況、仮置き可能面積、仮置き可能高さ等の仮置き要領をご教示願います。又仮置き後の仮置き土の管理、及び取り扱いについては貴組合所掌と捉えて宜しいでしょうか。	仮置きが可能な期間は、令和7年度末までを想定しており、1次造成以外の残土は仮置きできないものとお考え下さい。仮置きの場所、仕方、高さ、面積等は未定です。仮置き後は本組合の所掌となります。
134	質問	149	第4章	第5節	1	(4)			造成工事	「一次造成工事で発生する掘削土は、本組合が指定する場所（地域振興施設用地を予定）に仮置きすること。」とありますが、地域振興施設に仮置きした残土に関する重機による成形や、飛散養生は不要と考えてよろしいでしょうか。	地域振興施設用地に仮置きした残土成形、飛散養生は事業者にてお願いいたします。
135	質問	150	第4章	第5節	2	(4)	1)	②	大型門扉	「大型の門扉については、電動で開閉できるようにすること」とありますが、電動にするかどうかは事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
136	質問								その他	計画敷地西側（一部、残置森林）に、資材置き場スペース、重機周回スペース確保のために伐採伐根、山留を施工することは可能でしょうか。（工事完了後現状復旧）	残置森林の伐採はできません。
137	意見								その他	形質変更届に関して、未協議の場合、行政の指導により汚染土調査の必要を指示された場合は時期及び予算に関して別途協議をお願いします。	汚染土調査の必要を指示された場合は、協議させていただきます。
138	意見								その他	現状、汚染土は無いもの考え、調査等により発生した場合は、別途協議をお願いします。	汚染土調査等により汚染土が確認された場合は、協議させていただきます。

2-2 添付資料1 地質調査業務報告書

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問		1	地質調査	実際の地質が本報告書と異なる場合、費用や工期の変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	地質調査報告書に重大な誤りがある場合はご理解のとおりです。ただし、本組合が提示する既調査で不足する場合の追加調査は事業者の業務範囲となります。 要求水準書 設計・建設編 p6 参照

2-3 添付資料3-2 1次造成実施設計図面 数量計算書

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問			添付資料3-2 造成工事	添付資料3-2_<参考資料>1次造成実施設計図書につきまして、数量計算書に既存緑地の伐採工事数量が見込まれていませんが、1次造成工事に伴い既存緑地の伐採は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	斜面林の一部に伐採が発生すると想定しています。

2-4 添付資料3-3 1次造成実施設計図面

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	12		道路計画平面図	敷地に接道する計画道路(将来市道)について、ポイントNo. 28~No. 32間の計画レベルが判る縦断図を提示いただけないでしょうか。	別紙のとおり提示します。

2-5 添付資料5 建替用地の使用制限

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	目次	添付資料5	建替用地の使用制限	目次 添付資料5に「建替用地の使用制限」とありますが、本文には添付資料に関する記載がありません。また添付資料5には「建替用地として、建築物を配置しない範囲」として、敷地北側の平場角から100m程度の記載があります。 加えて、残置森林の範囲が緑の網掛けで示されています。本資料の取扱について説明をお願いします。 ①「建築物を配置しない範囲」には建築物は配置不可、駐車場、植栽、散水設備、防火水槽(必要な場合)は配置可能という認識でよろしいでしょうか。 ②「残置森林」が示されていますが、施設配置上および工事上、一部伐採を行う場合は造成森林を設けることで対応は可能でしょうか。 ③「建築物を配置しない範囲」と「残置森林」範囲をCADデータまたは座標で提示願います。	① ご理解のとおりです。 ② 造成工事において、斜面林の一部に伐採が発生すると想定していますが、残地森林の伐採はできません。 ③ 厳密な指定はありません。添付資料5に示すとおり、敷地平場の北東角から100mを確保して計画して下さい。

2-6 添付資料6 エネルギー供給に関する参考資料

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	2		地域振興電力需要	地域振興施設へのエネルギー供給（電力利用量および熱利用量）の時間変動グラフについて、各プロット値をご提示いただけないでしょうか。また、想定される春・秋の電力需要量があれば合わせてご教示いただきますようお願い致します。春・秋の電力需要量の提示が難しい場合、供給に係る費用を事業者間で統一するため、供給量の年間総量をご教示いただけないでしょうか。	地域振興施設の設計は今後実施される予定であり、詳細な資料は提示できない状況であるため、参考資料の参考値として提示させていただきます。そのうえで『冬1月』及び『夏8月』の時間値について、別紙のとおりです。 添付資料6：エネルギー供給に関する参考資料は、概略の試算を示したもので、具体的な施設を反映したものではありません。エネルギー需要の平準化等による、売電量の増加を提案頂きたいところです。
2	質問	2		エネルギー供給	年間売電量を算出する必要がある場合、年間を通じた地域振興施設への電力・熱供給量が影響してきます。提示頂いている添付資料6「エネルギー供給に関する参考資料」では冬（1月）・夏（8月）の1日あたりの需要量をご提示頂いていますが、冬夏をそれぞれ6か月ずつとして算出してよろしいでしょうか。また、電力利用、熱利用、合計の各プロットにおける数値をご提示頂けないでしょうか。もしくは、年間売電量を算出するための地域振興施設への電力・熱供給量条件をご教示ください。	年間売電量は、地域振興施設へ14.7GJ/h相当の電力・熱を供給した残りでも算出して下さい。 添付資料6「エネルギー供給に関する参考資料」の各プロット数値は提示しますが、あくまで参考資料です。 売電量を増やすための優れた方策の提示を期待するものです。

3 要求水準書 運営維持管理業務編

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
			第1章	第1節	5	(7)			
1	質問	2	第1章	第1節	5	(7)	住民等対応	住民等の見学者対応が業務範囲に記載がありませんが、本組合の業務範囲14.(1)から推測し、事業者の範囲に含まれると理解しますが間違いないでしょうか	ご理解のとおりです。 要求水準書 運営維持管理業務編P34 第9章 住民等対応業務 第2節 見学者対応 を参照下さい。
2	質問	2	第1章	第1節	6	(4)	許可証発行業務	要求水準書(設計・建設編)P50の(5)10には「許可証の発行が貴組合の業務範囲となった場合」と確定していない表現となっておりますが、本箇所では確定した表現となっております。どちらが正しいのでしょうか。	組合様所掌 組合業務は、事業系のごみの搬入に関する許可証発行業務を想定していません。 市民一般持込は、関係市町衛生担当課窓口にて持込の手続きを行っておりますが、要求水準書 設計・建設編P50に記載の「(許可証の発行が本組合の業務範囲となった場合)事業者は許可証発行業務を行う」との記載は一般持込に関する手続きを想定したものです。
3	質問	3	第1章	第1節	7	(7)	焼却主灰・飛灰処理物・回収資源等副生成物の搬出、処理・処分	「本施設での廃棄物処理により生じる焼却主灰・飛灰処理物・回収資源等については…その性状が保証事項を満足しない場合においては、その搬出、処理・処分に要する費用は、事業者がすべて負担するものとする」とあります。保証事項を満足しない要因が処理不適物の混入等、事業者の帰責ではない場合においては、費用負担についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	質問	3	第1章	第1節	8		準備期間	本業務開始までに3カ月以上の業務準備期間を設定し、本業務のため必要な運営管理マニュアル等を策定し、十分な社員教育や安全管理体制の構築を行うものと記載がありますが、試運転と並行して実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、運転指導においては、あらかじめ本組合の承諾を得た教育指導計画書(要求水準書 設計・建設編p29 参照)を整備する必要があります。
5	質問	5	第1章	第2節	5	(2)	表1.2-1 受入時間	祝日は受入しないとの記載ですが、ゴールデンウィーク等の連休も受入しないということでもよろしいでしょうか。また年末年始の休みは何日～何日まででしょうか。	祝日も受入れることに訂正します。 ゴールデンウィーク等の連休も土日以外は平日と同様です。 年末年始は、12月31日から1月3日の4日間を想定しています。
6	質問	5	第1章	第2節	5	(2)	受入時間	表1.2-1では日曜、祝日、年末年始は受入が無いと記載されています。一方、各市町ホームページによれば収集の日曜日は決められていますが、祝日は収集しないとの表示はございません。表1.2-1のとおり、祝日の受入れは無しと理解してよろしいでしょうか。	祝日も受入れることに訂正します。
7	質問	5	第1章	第2節	5	(2)	受入時間	年末年始の受入れが無い期間はいつからいつ迄でしょうか。	年末年始は、12月31日から1月3日の4日間を想定しています。
8	質問	10	第1章	第1節	15		地域貢献	積極的に吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出と記載がありますが、周辺地域とは貴組合を構成する市町と理解してよろしいでしょうか。	吉田区を中心とした周辺地域は、吉田区及び吉田区に接する地域、ひいては吉田区を中心とした関係市町とするものです。
9	質問	11	第1章	第1節	17		関連行事等への参加	本組合及び関係団体が行う行事等とはどのような内容か、具体的にお示し頂きたいお願い致します。	本組合及び関係団体が行う行事等は次のとおり想定しています。 ・印西クリーンセンター「夏休みリサイクル教室」 ・いんざい環境フェスタ ・環境美化、環境教育及び啓発活動の推進に係る行事 (ごみ処理基本計画 基本理念及び基本方針の実現に向けた施策)
10	質問	13	第2章	第2節	1	(2)	有資格者の配置	本事業の現場総括責任者は、1年以上の運転実績、かつ、1年以上の現場総括責任者の経験を事業提案書の受付締切までに有するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	質問	13	第2章	第2節	4		有資格者の配置	有資格者の配置はあくまで表2.2-1は参考例であり、関係法令の遵守および運営維持管理を行うにあたり必要な資格者を配置すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	質問	15	第3章	第2節	1	(1)	受付管理	「搬出入車両を計量棟(計量室)にて計量、記録、確認、管理を行うこと」とあります。計量時に、重量以外の搬入者情報として記録すべき項目は、搬入者住所区域、搬入ごみ種程度と考えてよろしいでしょうか。一般持込車両および収集車両について、取得すべき搬入者情報の想定がありましたらご教示頂きますようお願い致します。	計量時に搬入者情報を取得することはありません。 一般持込は、関係市町衛生担当課窓口手続きで発行された「受付票(搬入許可証)」、事業系ごみは、本組合担当課窓口で手続きで発行された搬入許可証で確認し、家庭系ごみの収集車両については、本組合と収集運搬事業者との業務委託契約により収集車両情報を確認、取得します。

13	質問	15	第3章	第2節	4			ごみ処理手数料の徴収等	運営事業者が実施する受付・計量業務の一環として「ごみ処理手数料の徴収等」の記載があります。徴収方法等について考慮するため、過去3年分程度の年間処理手数料金額実績があればご教示頂きますようお願い致します。 また、「徴収した料金については本組合へ引き渡すこと」とありますが、処理手数料の引き渡しにあたっては、敷地内に常駐される貴組合職員へ手渡しにて収納すると理解してよろしいでしょうか。手渡し以外に想定されている引き渡し方法がありましたらご教示頂きますようお願い致します。	過去3年分の年間処理手数料金額実績は次のとおりです。 ・令和4年度：369,719,100円（うち計量時収受額17,280,000円） ・令和3年度：364,532,260円（うち計量時収受額14,667,750円） ・令和2年度：358,099,920円（うち計量時収受額19,826,640円） また、処理手数料の引き渡しは、本組合職員へ手渡しにて収納、または本組合指定金融機関の指定口座への入金を想定しています。
14	質問	15	第3章	第2節	4	(1)		ごみ処理手数料の徴収等	徴収した料金については本組合へ引き渡すことと記載がありますが、徴収した現金の引渡し方法は、当日中に貴組合へ現金で引き渡すということでしょうか。振込みの場合は徴収した日の翌日以降の営業日に振り込むものとさせていただきます。	処理手数料の引き渡しは、本組合職員へ手渡しにて収納、または本組合指定金融機関の指定口座への入金を想定しています。 振込みの場合は徴収した日の金融機関翌営業日の振込みをお願いします。
15	質問	15	第4章	第2節	4	(2)		ごみ処理手数料の徴収等	ごみの種類により料金単価が異なるため、これらの精算を可能とする受付業務を行うこと。」とありますが、具体的なごみ種類区分と料金単価をご教示願います。	現在の料金単価は重量単価により1種類ですが、料金改定及び一般ごみの有料化を想定したものです。 ごみの種類による重量または品目による料金単価を想定していますが、その場合の料金単価は未定です。
16	質問	15	第4章	第2節	4	(2)		ごみ処理手数料の徴収等	ごみの種類により料金単価が異なるため、これらの精算を可能とする受付業務を行うこと。」とありますが、複数種のごみを搬入した場合、ごみ種毎に計量を行う必要があるとの理解でしょうか。または合計重量に対して概ねの重量比を自己申告で受け付け、その配分で料金計算を行うことも可能でしょうか。前者の場合は、荷下ろし場所において専用の計量台が必要となります。	現在の料金単価は重量単価により1種類ですが、料金改定及び一般ごみの有料化を想定したものです。 ごみの種類により料金単価が異なり、複数種のごみを搬入した場合、ごみ種毎に複数回の計量を行う必要があると想定していますが、ご提案がございましたらお願いします。
17	質問	15	第3章	第2節	4	(1)		ごみ処理手数料の徴収等	「直接搬入者については、直接料金を徴収するため、料金の徴収、領収書等の発行を行い徴収した料金については本組合へ引き渡すこと」とあります。一般持込者の方の利便性向上を目的に、料金徴収にキャッシュレス決済の導入を提案することは可能でしょうか。可能な場合、決済手数料としてカード会社及びカードサービス代行会社に徴収料金の2～3%が自動的に引き落とされることになり、その分貴組合に納入される徴収金額が減額されることとなりますが、許容いただくことは可能でしょうか。	ごみ処理手数料の金額は条例により規定されており、当該金額が組合収入となるものです。 キャッシュレス決済の提案も可能ですが、決済手数料は事業者負担となります。
18	質問	15	第3章	第2節	1	(2)		受付・軽量業務	敷地内外で車両が渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うことと記載がございますが、既設での敷地外まで至る渋滞は年何回程度あるのか参考までにご教示頂けないでしょうか。また、渋滞が考えられる時期や想定される渋滞台数についてご教示頂けないでしょうか。	既設において敷地外まで至る渋滞はありません。
19	質問	17	第4章	第3節	1	(3)		搬入管理	「燃やせないごみ及び粗大ごみ中に軽微な補修で再生することが可能な家具類が含まれる場合は別途選別し再生品補修室へ運搬し補修すること」とあります。当該作業の作業量を想定するために、可能であれば過去2年分程度（新型コロナウイルスの流行前後で各1年分程度）の補修の実績（対象物の数・品目、補修内容など）をご提示頂きますようお願い致します。	過去2年分（新型コロナウイルスの流行前後で各1年分）の補修の実績は次のとおりです。 ・令和元年度（流行前）：数量 約680点 品目 衣装・収納ケース、テーブル、椅子、棚等 補修内容：清掃、軽微な補修 ・令和3年度（流行後）：数量 約280点 品目 衣装・収納ケース、テーブル、椅子、棚等 補修内容：清掃、軽微な補修
20	質問	17	第4章	第3節	1	(4)		小型動物	「小型動物が搬入された場合には、所定の荷下ろし場所に誘導すること」とありますが、荷下ろし場所は場内・場外のどちらを想定されているかご教示ください。場内への設置を想定されている場合には、プラットホーム内に設置するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	質問	17	第4章	第3節	1	(4)		小型動物	「小型動物が搬入された場合には、所定の荷下ろし場所に誘導すること」とありますが、搬入された小型動物を本施設で処理することを想定されていますでしょうか。その場合、受け入れた小型動物を直接ごみピットに投入した上で、速やかに焼却炉内にて焼却処理する方法をお認めいただけますでしょうか。 また、搬入される小型動物をより具体的に想定するため、可能であれば下記の3つの事項をご教示いただけますようお願いいたします。 ①動物種と搬入頭数（年間搬入頭数、日当たり最大の搬入頭数） ②おおよその大きさ、重量 ③搬入荷姿（箱あるいはポリ袋搬入等）	搬入された動物死骸は一般廃棄物として、本施設にて焼却処理するものです。衛生管理上の観点から、ごみピットへの直接投入を認めず。 また、動物死骸として搬入頭数等の実績は把握していませんが、道路上の事故死等で回収されたタヌキ等の野生動物のほか、駆除されたイノシシ等の動物死骸です。 搬入荷姿は袋に入っていないケースもあります。
22	質問	17	第4章	第3節	1	(5)		展開検査	「事業者は、本組合が適宜実施する展開検査に協力すること」とありますが、想定される展開検査の実施頻度（一月あたりの実施頻度、一回あたりの実施台数）があればご教示頂きますようお願い致します。	展開検査は、事業系ごみの搬入車両に対し実施しており、過年度の実施頻度は、年5回実施しています。 今後の実施頻度は未定ですが、発生抑制の推進のため、事業者への指導、展開検査の実施強化に努めていく予定です。

23	質問	17	第4章	第3節	1	(4)		搬入管理	小動物の年間搬入数量はどの程度有りますでしょうか。また、料金の徴収は有りますでしょうか。	搬入された動物死骸は一般廃棄物として、本施設にて焼却処理するものではありません。 動物死骸として搬入頭数等の実績は把握していませんが、道路上の事故死等で回収されたタヌキ等の野生動物のほか、駆除されたイノシシ等の動物死骸です。 料金の徴収は有りません。
24	質問	17	第4章	第3節	1	(2)		施設に係る運転管理業務	荷下ろし時に適切な指示及び補助をおこなうとの記載がございますが、補助をするにあたり、免責条項を定めて看板の掲示をすることなどは問題はないでしょうか。	有効な提案は受け入れます。
25	質問	17	第4章	第3節	1	(4)		施設に係る運転管理業務	小型動物の搬入頭数について、既設炉での年間搬入頭数の実績をご教示いただけないでしょうか。	搬入された動物死骸は一般廃棄物として、本施設にて焼却処理するものではありません。 動物死骸として搬入頭数等の実績は把握していませんが、道路上の事故死等で回収されたタヌキ等の野生動物のほか、駆除されたイノシシ等の動物死骸です。
26	質問	18	第4章	第3節	5	(4)		備品・什器・物品・用役の調達・管理	「災害時を考慮し処理に必要な薬剤等は常時7日分（基準ごみ使用量）以上貯留」とあります。「基準ごみ使用量」とは、1炉定格運転、基準ごみ時の薬剤等使用量を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	質問	19	第4章	第3節	9	(1)		粗大ごみの再生及び展示	「粗大ごみ等から選別または再生目的で搬入された粗大ごみを再使用可能な状態に補修を行うこと。」とあります。粗大ごみの持ち込みについて、あらかじめ再生を目的とした持ち込みがあると理解してよろしいでしょうか。その場合、再生可否は事業者により判断するものと考えてよろしいでしょうか。 また、搬入された粗大ごみを補修し、商品化された場合においても通常の搬入ごみと同様に、ごみ処理手数料を徴収すると理解してよろしいでしょうか。	あらかじめ再生を目的とした持ち込みではありません。 現状は、粗大ごみ搬入車両から再生が可能と判断したものを選定してします。 なお、粗大ごみの搬入については家庭系ごみのみが対象で、あらかじめ関係市町で手数料は支払済みとなっていますので、手数料を徴収する必要はありません。
28	質問	19	第4章	第3節	9	(3)		粗大ごみの再生及び展示	「再生品の引取の申込受付、住民への引渡を行うこと。なお、引渡の際は料金の徴収および領収書の発行を行い…」とありますが、当該手続きは、下記に示す現工場と同様の方法で実施するものと理解してよろしいでしょうか。  <現工場における申込受付、引渡方法（貴組合HPより）> ・購入者が展示場所で申込書を記入し、リサイクル品添付の札を申込書に貼った後に事務所で代金を支払い、購入者自身で引取りを行う。  その場合、申込受付・引渡を行う日時について、貴組合が想定されている曜日・時間帯がございましたらご教示頂けますでしょうか。また、再生品の販売料金については、事業者が決定するものと理解してよろしいでしょうか。	現工場における申込受付、引渡方法は、ご理解のとおりです。 申込受付・引渡を行う日時については、事業者提案をお願いします。 再生品の販売料金の決定は、ご理解のとおりです。
29	質問	19	第4章	第3節	9	(3)		粗大ごみの再生及び展示	「引渡の際は、料金の徴収及び領収書の発行を行い受け取った料金は本組合へ引き渡すこと」とありますが、年間の引渡料金の金額実績と販売単価をご提示いただけないでしょうか。 また、受け取った料金の引き渡しについては、敷地内に常駐される貴組合職員へ手渡しにて収納するものと理解してよろしいでしょうか。	過去3年分の販売実績、主な再生品の販売単価実績は次のとおりです。 ・令和4年度：販売実績 120,800円 主な再生品販売単価 衣装・収納ケース 400円前後 椅子 400円前後 テーブル 400円前後 ・令和3年度：販売実績 93,100円 主な再生品販売単価 衣装・収納ケース 400円前後 椅子 400円前後 テーブル 400円前後 ・令和2年度：販売実績 101,000円 主な再生品販売単価 衣装・収納ケース 400円前後 椅子 400円前後 テーブル 400円前後  また、代金の引き渡しは、本組合職員へ手渡しにて収納、または本組合指定金融機関の指定口座への入金を想定しています。
30	質問	19	第4章	第3節	10			売電の事務手続き	「事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと。なお、売電収益は本組合に帰属するものとする」とありますが、売電に必要なアンシラリーサービス料金の支払いは貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。運営事業者の所掌となる場合、運営維持管理業務委託費における「運営固定費Ⅰ（運転経費）」に計上するものと理解してよろしいでしょうか。	アンシラリーサービス料金の支払いの売電の事務手続きに含みます。 費用計上は、ご理解のとおりです。
31	質問	19	第4章	第3節	9	(1)		粗大ごみの再生及び展示	住民から持ち込まれた粗大ごみを再生品として活用する承諾は必要でしょうか。承諾が必要な場合、可否は搬入許可証に記載する方法でよろしいでしょうか。	あらかじめ再生を目的とした持ち込みはなく、承諾の必要はありません。 現状は、粗大ごみ搬入車両から再生が可能と判断したものを選定してします。

32	質問	19	第4章	第3節	9	(2)		粗大ごみの再生及び展示	新規再生品の展示開始は、毎週月曜日の1週間に1度だけということでしょうか。また月曜日が祝日の場合は翌営業日から展示開始でしょうか。	ご理解のとおりです。
33	質問	19	第4章	第3節	9	(3)		粗大ごみの再生及び展示	再生品個々の価格設定は貴組合からご指示が有ると理解して宜しいでしょうか。	本組合の事例を参考に事業者決定するものとします。
34	質問	19	第4章	第3節	9	(3)		再生品の引渡	再生品の引渡のための販売員配置に関して、専任もしくは兼務については事業者提案によるものとの理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	質問	19	第4章	第3節	9	(3)		再生品の引渡	再生品販売に関しては中古品および再生品であることを前提として販売することから、再生品に関する品質や性能保証は、事業者の所掌外と理解してよろしいでしょうか。	本組合の事例を参考に事業者決定するものとします。
36	質問	24	第5章	第5節				清掃	「清掃計画書の作成に当たっては参考資料1も参考とすること」とありますが、公告資料に参考資料1が含まれていないため、追加で開示頂きますようお願い致します。	「清掃計画書の作成に当たっては参考資料1も参考とすること」は錯誤のため、削除します。
37	質問	24	第5章	第5節				清掃	参考資料1とはどのような内容でしょうか。	「清掃計画書の作成に当たっては参考資料1も参考とすること」は錯誤のため、削除します。
38	質問	24	第5章	第5節				清掃	事業者が行う清掃範囲をご教授願います。	施設及び敷地内を想定しています。
39	質問	24	第5章	第6節				植栽管理	事業者が行う植栽管理範囲をご教授願います。	
40	質問	27	第6章	第2節				表6.2-1 業務期間中の測定項目	表6.2-1中の「区分：搬入廃棄物の放射能測定」に「計測項目：簡易測定装置、計測回数：本組合の指定する回数」とあります。当項目に関して、貴組合で想定されている実施頻度があればご教示頂きますようお願い致します。また、簡易測定装置は運営事業者にて手配し、簡易測定は施設運転員により実施するものと理解してよろしいでしょうか。	測定回数の想定はありません。なお、測定装置の手配、測定実施については、ご理解のとおりです。
41	質問	27	第6章	第2節				表6.2-1	大気の新粉じん濃度の測定地点は貴組合から指定が有ると理解してよろしいでしょうか	事業者が作成する「測定管理マニュアル」にて提案をお願いします。
42	質問	27	表6.2-1					搬入廃棄物の放射能測定	貴組合殿のHPに放射線量・放射エネルギーの測定結果が記載されていますが、施設からの排出物に対する測定結果となっています。搬入廃棄物の放射能測定（簡易測定装置による計測）とありますが、測定対象の搬入廃棄物はどのような廃棄物を想定されてますでしょうか。また測定項目は測定対象物の放射線量と理解してよろしいでしょうか。	具体的な廃棄物の想定はありません。測定項目は、ご理解のとおりです。
43	質問	34	第9章	第2節	4			見学者対応	「予約がない見学者は、9:00～17:00の間…自由に見学できる」とありますが、想定している開館日（曜日等）があればご教示ください。また、予約された見学者の対応時間についても同様と考えてよろしいでしょうか。	予約がない見学者の対応については、ご提案をお願いします。また、予約された見学者の対応時間についてはご理解のとおりです。
44	質問	34	第9章	第2節	6			見学人数	表9.2-1に「施設見学者数（令和元年度実績）」をご提示頂いていますが、見学対応に要する業務負荷を想定するため、可能であれば見学回数、1団体あたりの平均人数が分かる実績をご提示いただけますようお願い致します。また、1団体あたりの最大人数は、管理棟諸室計画（要求水準書設計・建設編 P134）に記載の想定人数：100名と理解してよろしいでしょうか。	表9.2-1 施設見学者数（令和元年度実績）における1団体あたりの平均人数は約47人です。また、1団体1回あたりの最大人数は、管理棟諸室計画（要求水準書設計・建設編 P134）に記載の想定人数100人を限度とし、100人を超える場合は複数回に分けるなどした対応をお願いします。
45	質問	34	第9章	第2節	1			見学者対応	見学者の予約受付先は事業者事務室を連絡先としてよろしいでしょうか。また予約受付時間は、土日祝・年末年始を除く9時～17時でよろしいでしょうか。	ご提案をお願いします。
46	質問	34	第9章	第2節	4			見学者対応	予約がない見学者（再生品購入予定者を含む）及び予約見学者の見学可能時間は、土日祝・年末年始を除く9時～17時でよろしいでしょうか。	予約がない見学者の対応については、ご提案をお願いします。
47	質問	34	第9章	第2節	4			見学者対応	予約が無い見学者（再生品購入予定者を含む）の当施設への出入管理は事業者の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	質問	34	第9章	第2節	6	表9.2-1		施設見学者数（令和元年度実績）	施設見学者全体のうち、未就学児や小学生の割合はおおよそどれくらいでしょうか。また小学生の見学に関し、一度に最大何クラス（何人）が想定されてますでしょうか。	施設見学者に未就学児はなく、表9.2-1 施設見学者数（令和元年度実績）はほぼ小学生とお考えいただき、1団体あたりの平均人数は約47人です。また、1団体1回あたりの最大人数は、管理棟諸室計画（要求水準書設計・建設編 P134）に記載の想定人数100人を限度とし、100人を超える場合は複数回に分けるなどした対応をお願いします。

49	質問	34	第9章	第3節	3			住民等対応	既に締結した住民協定が有りましたら具体的にご教授願います。また、今後 締結予定の住民協定は有りますでしょうか。	既に締結した住民協定は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期中間処理施設整備事の施行に関する基本協定書（平成27年3月）</li> <li>・次期中間処理施設整備事の施行に関する整備協定書（平成29年3月）</li> <li>・次期中間処理施設整備事の施行に関する整備協定書に係る覚書（平成31年3月）</li> </ul> 今後、次期中間処理施設でも、現施設において締結している『印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定』と同趣旨の協定を令和9年度末までに締結する予定です。
50	質問	40	第11章	第1節	1	表 11.1- 1		提出書類と提出時期	業務報告書（日報）と業務報告書（週報）の提出時期について、土日祝などの休日にあたる場合は、翌営業日の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

4 落札者決定基準

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	6 7	5					施工体制 周辺環境と調和、配慮	様式第6-1(1)施工体制の評価ポイントで「工事中の環境対策（濁水、騒音、振動、粉じん等）、安全・保安に留意した優れた提案」との記載がありますが、様式第6-4(1)周辺環境と調和、配慮では「建設から運営・維持管理に至るまでの生活環境及び周辺環境の保全に最大限配慮する、優れた提案」との記載があります。 様式第6-1(1)施工体制では建設時における周辺環境対策の提案を、様式第6-4(1)周辺環境と調和、配慮では運営・維持管理期間における周辺環境対策の提案を記述するものと理解してよろしいでしょうか。 そうではない場合、各々の様式について記載する意図（目的）をご教示いただけないでしょうか。	様式第6-1(1)は、工事の作業における配慮を対象としています。 様式第6-4(1)周辺環境と調和、配慮は、住民への配慮を対象としており、建設時も含みます。
2	質問	6	5	(2)	(3)			地域貢献	「本施設の運営にあたり」とありますが、要求水準書（設計・建設編 p 10. 第1章第2節1(23)には、「本施設の設計・施工にあたっては」とあります。また、同様に「物品・役務の調達先も」に対し、「資機材の調達先も」となっています。 それぞれ「本施設の設計・建設および運営にあたり」、「物品・役務および資機材の調達先も」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	質問	6	5	(2)	(3)			地域貢献	「本施設の運営にあたり、積極的に吉田地区を中心として周辺地域における雇用創出に努める」とありますが、(4)(1)DX(デジタルトランスフォーメーション)の項では「必要最小限の人数で」との記載があることから、本項においては地域人材の採用人数の絶対数ではなく、採用者の地域雇用率の高さを評価していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	評価のポイントに記載していますが、地元企業の活用等も踏まえ評価されます。
4	質問	6	5	(1)	(1)			施工体制	評価のポイントとして、「工程を遵守するために、必要な調査、体制構築、申請等に留意した、優れた提案がなされているか。」とありますが、要求水準書（設計・建設編 p 28. 第1章第7節3(1)(2)にあるMグレード以上の鉄骨製作工場を採用した際には定量的な評価をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	鉄骨製作工場のグレード（S、H、M）に対する定量的評価は設定していません。 優れた提案に該当する旨を、対面的対話でご説明下さい。
5	質問	6	5	(2)	(3)			地域貢献	「吉田区内及び関係市町村の企業等」とありますが、吉田区内の企業を活用した場合、同じ金額にて吉田区外の関係市町村内の企業を活用した場合に比べて、評価の上乗せがあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の評価基準については、回答しかねますのでご理解くださいますようお願いいたします。
6	質問	7	5	(3)				エネルギー回収・資源回収	「基準ごみ1炉運転時においてもエネルギー回収率の最大化が図れる」とありますが、本審査項目は、基準ごみ2炉運転時でエネルギー回収率17.5%以上を達成した上で、基準ごみ1炉運転時のエネルギー回収率が評価の対象となると考えてよろしいでしょうか。	1炉運転時、2炉運転時のエネルギー回収率が対象となります。 (2炉運転時のエネルギー回収率17.5%以上は絶対条件であり、達成すれば評価は同じとする考えはありません。)
7	質問	7	5	(3)				エネルギー回収・資源回収	「売電量の最大化に資する売電計画」とありますが、計画そのもの（稼働計画、運転方法、設備構成、蒸気条件等）が評価の対象であって、売電量は評価の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか。	計画そのものも含め、売電計画に示される売電量までが評価対象になります。
8	質問	7	5	(3)	(1)			エネルギー回収・資源回収	評価のポイントとして、「売電量の最大化に資する売電計画に、優れた提案がなされているか。」とありますが、電力の条件が高圧となっていることから売電量の上限は2,000kWとの理解でよろしいでしょうか。 また2,000kWを超える売電量の提案は評価の対象とされないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 2,000kWを超える売電量の提案を妨げるものではありませんが、確実な根拠がないものは評価の対象としません。
9	意見								公正な競争の観点から、既設プラントメーカー以外が知り得ることができない状況・貴組合HPで公表されていない情報等を踏まえた提案は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	提案における情報源の規制は考えていません。 公平な提案審査に努めてまいります。

5 基本協定書（案）

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
			第2条	第2項						
1	質問	1	第2条	第2項				解釈等	1行目の「本協定」に関し、「本協定」にも「これに係る質問回答書を含む。」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	質問	1	第2条	第2項				解釈等	各契約書と質問回答書との間に齟齬がある場合は、質問回答書の内容が優先されると理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
3	意見	6	第10条	第3項	第2号			秘密保持義務	受注者の競争上の地位を害するおそれのある情報（秘密情報）の第三者への開示はいたしかねますので、開示する情報の範囲については事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	開示する情報の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。
4	質問	6	第10条	第3項	第5号			秘密保持義務	本号は、発注者のみを対象とした規定との認識でよろしいでしょうか。また、「発注者の関係機関」、「発注者の関係者」とは、どのようなものを想定しているかご教示をお願いいたします。	本事業に関連する許可権者、公的申請先、関係市町とその関係者を想定しています。
5	質問	11	別紙	14				出資者誓約書	出資者誓約書では、基本協定書第10条第2項及び第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、基本協定書第10条第2項及び第3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	出資者誓約書の開示の必要性、例外規定がない場合の不都合等について、対面的対話時に説明をお願いいたします。

6 基本契約書（案）

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答
										(令和5年7月11日)
1	質問	1	第2条	第2項				解釈等	建設工事請負契約書第3条第2項、運営維持管理委託契約書第9条第2項にあるとおり、基本契約よりも建設工事請負契約および運営維持管理委託契約の解釈が優先されることとなっているため、基本契約と建設工事請負契約又は運営維持管理委託契約の双方に同様の規定がある場合は、建設工事請負契約及び運営維持管理委託契約の規定に従うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	質問	1	第2条	第2項				解釈等	「本基本契約、入札説明書等に係る質問回答書、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」とありますが、「入札説明書等に係る質問回答書」と「入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」) に関し、記載が重複していると考えます。質問回答書は各書類の質問回答が記載されたものですので、「本基本契約、入札説明書等に係る質問回答書、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」の部分は「本基本契約（これに係る質問回答書を含む。）、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	意見	1	第3条					連帯債務	運営事業者（SPC）は、運営・維持管理業務の実施をその事業目的として設立されるものであり、運営・維持管理業務以外の業務（特に設計・建設）に係る受注者、及び各構成企業の責任及び債務を連帯して負担するのは、資力の観点から困難が伴い、またSPCの財務の健全性や安定的な事業運営に影響が及ぶおそれがございます。ついで、SPCは、運営・維持管理業務以外の業務に係る受注者及び各構成企業の責任及び債務について連帯責任を負う対象から除外することをご提案いたします。	基本契約書（案）のとおりとします。
4	意見	4	第10条					債務不履行等	運営事業者（SPC）は、運営・維持管理業務の実施をその事業目的として設立されるものであり、運営・維持管理業務以外の業務（特に設計・建設）に係る受注者、及び各構成企業の責任及び債務を連帯して負担するのは、資力の観点から困難が伴い、またSPCの財務の健全性や安定的な事業運営に影響が及ぶおそれがございます。ついで、SPCは、運営・維持管理業務以外の業務に係る受注者及び各構成企業の責任及び債務について連帯責任を負う対象から除外することをご提案いたします。	基本契約書（案）のとおりとします。
5	質問	4	第11条	第3項				建設工事請負契約及び運営維持管理業務委託契約の締結	発注者が契約を成立させないことができる、または契約を解除することができるケースの一つとして、受注者が独占禁止法に違反した場合が記載されていますが、当該記載部分における独占禁止法違反とは、本件事業の入札手続きに関する同法違反のことであるとの理解でよろしいでしょうか。	本件事業の取引分野に該当する事業での違反が、本件事業の入札期間にあった場合は、対象となります。
6	質問	5	第11条	第6項				建設工事請負契約及び運営維持管理業務委託契約の締結	「受注者が第3項各号に該当する場合（但し、不可抗力を理由として建設工事請負契約又は運営維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合を除く。）」とありますが、第3項第15号の場合には、建設工事請負契約書第60条第1項や運営維持管理委託契約書第67条第1項に基づく、発注者の都合による解除の場合も含まれると考えます。発注者の都合による解除の場合は違約金の支払い義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	質問	6	第11条	第8項				建設工事請負契約及び運営維持管理業務委託契約の締結	建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約の定めに従い違約金を支払うときは、基本契約第11条第6項は適用されない（受注者は11条第3項に基づく違約金の支払義務を負わない）との理解でよろしいでしょうか。上記の場合に基本契約第11条第6項も適用されると、違約金を二重に支払うこととなりますため、ご検討をお願いいたします。	基本契約第11条第6項は、実際の損害額を満たす請求を妨げないとするもので、違約金の二重支払いとはなりませんので、適用されます。建設工事請負契約書(案)においても第11条第6項と同様の規定があります。
8	意見	6	第15条					運営事業者の支援等	「また、代表企業は、…履行拒絶権は有しないものとする。」との定めについて、運営事業者が発注者に対して抗弁を有するのであれば、同様に保証人である代表企業も抗弁を援用できるとするのが合理的であり、履行拒絶権についても同様であると考えます。本条文によって、運営事業者が正当な抗弁・履行拒絶権を有している場合であったとしても、代表企業に請求を行えば一切の抗弁・履行拒絶ができないこととなるおそれがございますため、何卒ご再考いただきたくよろしくお願い申し上げます。	基本契約書（案）のとおりとします。

9	質問	7	第16条	第1項				性能保証に関する責任	4行目に「（本施設の設計に係る成果物又は本施設がその種類、品質、数量、権利その他の事項に関して建設工事請負契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）に基づく異常事態の発生及び業務水準の未達成を含む。）」とありますが、これは、異常事態の発生及び業務水準の未達成には、契約不適合に基づくものが含まれるということを注意的に定めたものと理解してよいでしょうか。この括弧書きについて、他の意図がありましたらご教示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	質問	7	第16条	第3項				性能保証に関する責任	不可抗力の定義に「本施設の設計に係る成果物又は本施設の契約不適合は含まれない。」とありますが、不可抗力は、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものとされているため、当然、契約不適合は不可抗力に該当しないと理解しております。この文言の意図をご教示頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約不適合は不可抗力に該当しないことを明確にしたものです。
11	意見	8	第17条	第3項	第2号			秘密保持義務	受注者の競争上の地位を害するおそれのある情報（秘密情報）の第三者への開示はいたしかねますので、開示する情報の範囲については事前に協議の上決定させていただきます。	開示する情報の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。
12	質問	8	第17条	第3項	第5号			秘密保持義務	本号は、発注者のみを対象とした規定との認識でよろしいでしょうか。また、「発注者の関係機関」、「発注者の関係者」とは、どのようなものを想定しているかご教示をお願いいたします。	発注者及び受注者を対象としたものです。 「発注者の関係機関」、「発注者の関係者」は、本事業に関連する許可権者、公的申請先、関係市町とその関係者を想定しています。
13	質問	9	第19条	第4項				本基本契約の有効期間	「入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合、」とありますが、これは、「本件事業に関連して入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合」という趣旨と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	質問	15	別紙3	14				出資者誓約書	出資者誓約書では、基本契約書第17条第2項及び第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、基本契約書第17条第2項及び第3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	出資者誓約書の開示の必要性、例外規定がない場合の不都合等について、対面的対話時に説明をお願いいたします。

7 建設工事請負契約書（案）

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	2	第3条	第2項			解釈等	「この契約書、基本契約、入札説明書等に係る質問回答書、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。））」とありますが、「入札説明書等に係る質問回答書」と「入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。））」に関し、記載が重複していると考えます。 質問回答書は各書類の質問回答が記載されたものですので、「この契約書、基本契約、入札説明書等に係る質問回答書、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。））」の部分は「この契約書（これに係る質問回答書を含む。）、基本契約（これに係る質問回答書を含む。）、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。））」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	質問	2	第5条				関連工事の調整	「発注者は・・・必要があると認めるときは」とありますが、「必要があると認めるとき」とは、客観的な観点からの合理性のない判断が許容されるものではなく、客観的・合理的にみて必要があると認められる場合を意味するものと理解してよろしいでしょうか。また、本項に限らず、必要性や損害の範囲について発注者の判断、認定による旨が規定されている条項についても、客観的・合理的な判断、認定が行われるという理解でよろしいでしょうか。かかる理解で良い場合、その旨を各規定において明確化していただきたく存じます。	ご理解のとおりです。 理解のなされないものとは考えておりませんので、記載はこのままとします。
3	意見	4	第9条	第2項			著作権等の扱い等	設計成果物等又は工事目的物には、受注者の営業秘密が含まれると考えられますので、公表、他人に閲覧、その他使用をされる場合には、その内容や範囲について事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。なお、設計計算書などについては、重要な営業秘密が含まれるため、本条項に基づく利用についても一定の制限がかかる場合がありますので、ご了承の程、宜しく申し上げます。	設計成果物等の公表、閲覧、その他使用をされる場合は、事前に協議の上決定させていただきます。
4	意見	4	第9条	第5項			著作権等の扱い等	第13条第1項のただし書きと同様に、発注者が設計や施工方法等を指定した場合において、特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者が損害の賠償を行い、又は、受注者が要した費用を負担することとして頂きたく、宜しく申し上げます。	本項は、第三者の有する著作権等の権利の侵害に対する、受注者への規定であり、（特許権等の使用）第13条に関連するものではありません。
5	意見	4	第9条	第6項			著作権等の扱い等	「設計成果物等の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に掲げるプログラムの著作物をいう。)及び、データベース(著作権法第12条の2に掲げるデータベースの著作物をいう。)」には、受注者の重要な営業秘密が含まれる以上、本条項に基づく利用についても一定の制限がかかる場合がありますので、ご了承の程、宜しく申し上げます。具体的な制限の内容については、事前に両者協議の上、決定することとして頂きたく、宜しく申し上げます。	受注者が設計成果物等の作成に当たって開発したプログラムの利用に制限を要する場合は、その旨を明記し、利用に支障をきたすことのないよう十分な留意をお願いいたします。 具体的な制限の内容については、事前に協議の上決定させていただきます。
6	質問	5	第13条	第3項			特許権等の使用	「第1項に規定する受注者が保有する特許権等についての発注者の実施権等は、この契約の終了後も工事目的物が存在する限り、有効に存続するものとする。」とありますが、第1項には、「受注者が保有する特許権等」は触れられておりません。この部分は、対象となるものがないことから、適用されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	受注者の特許権等も含まれます。
7	質問	7	第18条	第6項			地元住民対応	発注者が住民等と締結する協定等に関し、締結次第ご提供いただけるものと理解しております。その内容が、建設工事請負契約、要求水準と異なるものである場合（例えば、厳しい騒音規制値で合意しているなど）、受注者として見込むことが困難でありますため、必要と認められる工期又は金額等の変更について協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	質問	7	第18条	第7項			地元住民対応	本項に基づく対応に関連して発生する費用に関し、受注者が要求水準書等に従い、善良な管理者の注意義務をもって対応していたものの、周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止を行うことになった場合、それは受注者の責めによるものではないため、それにより生じる費用は発注者のご負担と理解してよろしいでしょうか。この理解は、実施方針<参考資料> 事業に係るリスク分担の「周辺住民対応リスク」の記載に合致するものと考えております。	ご指摘の実施方針22頁において、「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」及び「事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの」については、事業者のリスク分担としており、建設工事請負契約書第18条第7項は、これを反映したものです。ご質問のように、受注者が善管注意義務（建設工事請負契約書第1条第2項）を果たしたかどうかにかかわらず、受注者の費用負担となります。
9	質問	10	第26条	第1項			発注者が行う関係法令の諸手続き等による本件工事等の内容変更又は契約解除	本項に基づく契約解除は受注者の責めによるものではないため、本項に基づき契約解除された場合は、第60条第2項に従って、受注者に生じた損害が賠償されると理解してよいでしょうか。	本項に記載のとおり、第70条の規定に従って対応します。

10	質問	14	第41条	第1項				不可抗力による損害	不可抗力の定義に「本件設計に係る成果物、出来形部分及び工事目的物がその種類、品質、数量、権利その他の事項に関してこの契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を含まない。」とありますが、不可抗力は、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものとされているため、当然、契約不適合は不可抗力に該当しないと理解しております。この文言の意図をご教示いただけませんか。	ご理解のとおりです。 契約不適合は不可抗力に該当しないことを明確にしたものです。
11	質問	17	第49条	1 3				その他 建設工事請負契約書（案）について	建設工事請負契約書（案）第49条（前払金及び中間前払金）につきまして、第49条 請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。※一部抜粋 3 請負代金額の10分の2に相当する範囲内で中間前払金の支払を発注者に請求することができる。※一部抜粋 上記の通り記載がございますが、前払金、中間前払金につきましては、上限額の設定は無いものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	質問	22	第59条	第4項				契約不適合責任	3行目に「（実施設計図書又は工事目的物の契約不適合に基づく異常事態の発生及び業務水準の未達成を含む。）」とありますが、これは、異常事態の発生及び業務水準の未達成には、契約不適合に基づくものが含まれるということを注意的に定めたものと理解してよろしいでしょうか。この括弧書きについて、他の意図がありましたらご教示いただけませんか。	ご理解のとおりです。 格段の意図はありません。
13	質問	22	第59条	第6項				契約不適合責任	不可抗力の定義に「（実施設計図書若しくは工事目的物の契約不適合は含まれない。）」とありますが、不可抗力は、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものとされているため、当然、契約不適合は不可抗力に該当しないと理解しております。この文言の意図をご教示いただけませんか。	ご理解のとおりです。 格段の意図はありません。
14	質問	24	第64条	第1項				談合等の不正行為があった場合の違約金	5行目の「発注者が契約の性質上違約金を請求することが適当でないとする場合」とは、どのような場合には、違約金の請求が行われず、免除されると理解すればよいでしょうか。	事象により判断することとなります。
15	質問	25	第69条	第3項				不可抗力	「受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた請負代金の支払いをすることができる」とありますが、「その他の業務」とは、受注者が履行義務を免れた業務以外の業務、つまり、受注者が実際に行った業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	質問	27	第71条	第5項				発注者の損害賠償請求等	「遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を請求することができるものとする。」とありますが、これは遅延損害賠償額の予定の定めであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	質問	27	第71条	第5項				発注者の損害賠償請求等	「請負代金額から指定部分として引渡しを受けた部分に係る請負代金額を控除した額」とありますが、「指定部分として引渡しを受けた部分」の趣旨を理解しかねております。 公共工事標準請負契約約款の場合、第55条第5項に本項と同様の定めがあり、「請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額」と「請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額」のいずれかを選択できるようになっています。 本建設工事請負契約の場合、要求水準書に部分引渡しの記載がないため、本項の「指定部分として引渡しを受けた部分に係る請負代金額を控除した額」は「出来形部分に相応する請負代金額を控除した額」と理解してよろしいでしょうか。	「指定部分」は以下のとおりです。  （部分引渡し） 第53条 第45条及び第47条の規定は、工事目的物について、設計図書において本工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを発注者が指定した部分（以下「指定部分」という。）  金額の算定は同条を参照下さい。
18	意見	29	第76条	第3項	第2号			秘密保持義務	受注者の競争上の地位を害するおそれのある情報（秘密情報）の第三者への開示はいたしかねますので、開示する情報の範囲については事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	開示する情報の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。
19	質問	29	第76条	第3項	第5号			秘密保持義務	本号は、発注者のみを対象とした規定との認識でよろしいでしょうか。また、「発注者の関係機関」、「発注者の関係者」とは、どのようなものを想定しているかご教示をお願いいたします。	発注者及び受注者を対象としたものです。 「発注者の関係機関」、「発注者の関係者」は、本事業に関連する許可権者、公的申請先、関係市町とその関係者を想定しています。

8 運営維持管理委託契約書（案）

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	意見	2	第7条	第2項			契約保証金の額	「運営保証対象額（本契約に基づく20年間の委託期間中最も支出予定金額が多い年度の支出予定額の10分の1に相当する金額をいう。以下同じ。）以上としなければならない。」とありますが、将来の計画ごみ量や補修計画により大きく乖離することから事業計画書にて提示する各年度の支出予定額の10分の1に相当する金額を運営保証対象額としてお認め頂きますようご検討の程お願いいたします。	運営維持管理委託契約書（案）のとおりとします。
2	質問	3	第9条	第2項			解釈等	「本契約、基本契約、入札説明書等に係る質問回答書、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」とありますが、「入札説明書等に係る質問回答書」と「入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」に関し、記載が重複していると考えます。 質問回答書は各書類の質問回答が記載されたものですので、「本契約、基本契約、入札説明書等に係る質問回答書、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」の記載は「本契約（これに係る質問回答書を含む。）、基本契約（これに係る質問回答書を含む。）、入札説明書（これに係る質問回答書及び対面的対話の質問回答書を含む。）」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	意見	4	第13条	第3項			再委託等の禁止	運営業務の委託については、契約書の写しの提出はご容赦いただくか、契約金額の部分は黒塗りする等してご提出することをお認め頂きたく、ご検討の程お願いいたします。	運営維持管理委託契約書（案）のとおりとします。
4	質問	5	第16条	第2項			指示監督等	「発注者は、必要があると認めるときは」とありますが、「必要があると認めるとき」とは、客観的な観点からの合理性のない判断が許容されるものではなく、客観的・合理的にみて必要があると認められる場合を意味するものと理解してよろしいでしょうか。また、本項に限らず、必要性や損害の範囲について発注者の判断、認定による旨が規定されている条項についても、客観的・合理的な判断、認定が行われるという理解でよろしいでしょうか。かかる理解が良い場合、その旨を各規定において明確化していただきたく存じます。	「必要があると認めるときは、」の客観性・合理性は事象毎に発注者が判断します。
5	質問	5	第17条	第2項			従業員の確保	有資格者の配置は関係法令の遵守および運営維持管理を行うにあたり、必要な資格者を配置するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 第2項に示すの資格を有する者が含まれるものとします。
6	質問	9	第24条	第3項			処理不適合の取り扱い	「第50条に従う」とありますが、第50条は運営業務委託費の支払いに関する規定であり、本項との関連性を理解しかねております。 「第50条に従う」の趣旨をご教示いただけないでしょうか。	第50条（運営業務委託費）は、第24条（処理不適合物の取り扱い）第3項に規定する修理のための費用の支払い方法を示すものです。
7	質問	13	第36条	第5項			臨機の措置	建設工事請負契約に基づいて建設事業者が契約不適合責任を負わないとき（例えば、建設工事請負契約書第73条第7項、第9項）は本項の適用はないと理解してよろしいでしょうか。	契約不適合がある場合は本項が適用されます。 建設工事請負契約書第73条第7項、第9項は不適合があった場合の請求を規定したものですので、発注者の指示が原因で、かつ、受注者が不相当と認識できず発生した契約不適合以外は、適用されます。
8	質問	13	第37条	第1項			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によること、又は受注者の責めに帰すべき事由でないこと（不可抗力を除く。）を、受注者が明らかにした場合」とありますが、受注者が善管注意義務を果たしていることを受注者が明らかにすれば「当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によること、又は受注者の責めに帰すべき事由でないこと（不可抗力を除く。）を、受注者が明らかにした」とされるものと理解してよろしいでしょうか。	運営維持管理委託契約書第37条第1項は、当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によること、又は受注者の責めに帰すべき事由でないこと（すなわち、受注者に故意又は過失（信義則上これらと同視される事由を含みます。）がないこと）（不可抗力を除く。）を、受注者が明らかにした場合は、発注者が当該費用（保険等によりてん補された部分を除く。）を負担することを規定したものです。したがって、当該費用を発注者負担とするためには、当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によること、又は受注者の責めに帰すべき事由でないこと（すなわち、受注者に故意又は過失（信義則上これらと同視される事由を含みます。）がないこと）（不可抗力を除く。）を、受注者において明らかにしていただく必要がございます。 なお、例えば、運営維持管理委託契約書第13条第3項において、再委託先の責めに帰すべき事由は受注者の責めに帰すべき事由とみなすと規定していることから、受注者自身が善管注意義務（同契約書第1条第3項）を果たせば、常に受注者の責めに帰すべき事由はないとはいえません。
9	質問	13	第37条	第2項 第5項			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	建設工事請負契約に基づいて建設事業者が契約不適合責任を負わないとき（例えば、建設工事請負契約書第73条第7項、第9項）は本項の適用はないと理解してよろしいでしょうか。	契約不適合がある場合は本項が適用されます。 建設工事請負契約書第73条第7項、第9項は不適合があった場合の請求を規定したものですので、発注者の指示が原因で、かつ、受注者が不相当と認識できず発生した契約不適合以外は、適用されます。

10	意見	14	第38条	第1項				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	第37条第4項は、異常事態の発生等により運転停止となった場合の固定費減額等について定めており、同条項ただし書きにおいて、不可抗力又は受注者の責めに帰すことができない事由によることを受注者が明らかにした場合には、支出が不要となった費用についてのみ減額を行い、それ以外の運営固定費の減額は行わないこととされています。 一方、第38条第1項は、業務水準が達成されていない場合であって、運転停止を伴わないときの固定費減額について定めていますが、第37条第4項ただし書きのような例外規定がありません。第38条第1項の場合であっても、業務水準の未達成が、不可抗力又は受注者の責めに帰すことができない事由によるときには、第37条第4項と同様の考え方とするのが合理的であると考えますので、第38条第1にも、第37条第4項ただし書きと同様の定めを置いて頂けますよう、ご検討を宜しく願います。	業務水準が達成されていない原因が不可抗力にあることは想定していないため、不可抗力が原因となる業務水準未達については、  (本契約に定めのない事項) 第81条 本契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定める。  により協議対象とします。
11	意見	14	第38条	第2項				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「本施設の引渡し後3年」とありますが、建設工事請負契約における建設事業者の契約不適合責任期間は、プラント工事関係については引渡し後2年であることから、本項の期間についても「本施設の引渡し後2年」とするのが合理的と考えます。ご検討を宜しく願います。	運営維持管理委託契約書（案）のとおりとします。
12	意見	15	第43条	第1項				ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	冒頭「受注者の責めに帰すべき事由がなく、受注者が、処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱し、…」とありますが、どのような場合が「大幅」といえるのか疑義が生じる可能性がございますため、基準を予め取り決めるべく、協議させていただきまますようお願いいたします。	実施設計図書に記載された処理能力曲線から逸脱し、定格能力の80%未満となる場合を目安とします。
13	意見	15	第43条	第2項				ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	第2文について、可能な限りの情報提供は行いますが、受注者の競争上の地位を害するおそれのある情報（秘密情報）の開示はいたしかねますので、提供する情報の範囲については事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	開示する情報の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。
14	質問	15	第43条	第3項				ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	「前項の規定による協議によって決定された本施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、発注者が負担する。」と規定されていることから、合理的な範囲であると客観的に判断されない場合は当該改造費用は受注者が負担するとも解釈できますが、本条は、受注者の責めに帰すべき事由なく、本施設の改造が必要となる場合ですので、受注者において改造費用を負担すべき理由はないと存じます。 そのため、第43条第2項に基づき、発注者が受注者と協議のうえ、本件性能要件又は要監視基準値を満たすための本施設の改造の要否及び改造の方法等を決定するに当たっては、発注者において、決定される本施設の改造の内容及び改造費用が客観的に合理的な範囲であることについても確認された上で行われ、改造費用について受注者が負担を求められることはないとの理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	質問	19	第56条	第1項				第三者の損害	「全て賠償しなければならない」とありますが、実施方針の＜参考資料＞事業に係るリスク分担「第三者賠償リスク」にあるとおり、事業者が実施する業務に起因して発生する損害を賠償するとの趣旨であると理解してよろしいでしょうか。	本項に記載された条件に該当する場合とご理解下さい。
16	意見	19	第56条	第2項				第三者の損害	「通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。」とありますが、これらの事象は受注者の努力では回避することが困難と考えます。 事業実施に伴い不可避の損害については、建設工事請負契約書第40条第2項と同様に、発注者にてご負担としていただきたく、ご検討をお願い申し上げます。	本項に記載のとおり、協議を行い、負担割合を決定します。
17	意見	20	第58条	第4項				法令変更	「なお、発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の追加費用に含まれない。」について、これは余剰電力に係る権利が受注者に帰属することを前提とした記載と考えます。他方、第41条第4項にあるとおり、余剰電力に係る権利は貴組合に帰属することから、このなお書きは不要と考えます。 余剰電力に係る権利が貴組合に帰属する以上、発電設備に関して発生した費用を受注者が余剰電力の販売によって回収することはできませんので、発電設備に関して発生した費用についても、本項の追加費用に含めて協議させていただきたくお願いいたします。	ご指摘とおりです。 なお書きは削除します。
18	質問	20	第58条	第5項				法令変更	「本施設及び本施設と類似の業務を提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更」とは、具体的にどのようなものを想定されているかご教示いただけないでしょうか。	具体的想定はありません。

19	質問	20	第58条	第7項				法令変更	「運營業務に直接関係する税制の変更により生じる追加費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の税制度の新設や変更により生じる追加費用は、受注者が負担するものとする。」とありますが、運營業務に必要な税制度の新設は発注者負担と理解してよろしいでしょうか。	税制制度の内容によります。
20	質問	21	第61条	第6項				地域住民対応	発注者が住民等と締結する協定等に関し、締結次第ご提供いただけると理解しております。その内容が、運営・維持管理業務委託契約、要求水準と異なるものである場合、受注者として見込むことが困難ですので、その対応のためにかかった追加費用等のご負担については協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	質問	21	第61条	第7項				地域住民対応	本項に基づく対応に関連して発生する費用に関し、受注者が要求水準書等に従い、善良な管理者の注意義務をもって対応していたものの条件変更、操業停止を行うことになった場合、それにより生じる費用は発注者のご負担と理解してよろしいでしょうか。この理解は、実施方針<参考資料>事業に係るリスク分担の「周辺住民対応リスク」の記載に合致するものと考えております。	ご指摘の実施方針22頁において、「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」及び「事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの」については、事業者のリスク分担としており、建設工事請負契約書第18条第7項は、これを反映したものです。ご質問のように、受注者が善管注意義務（建設工事請負契約書第1条第2項）を果たしたかどうかにかかわらず、受注者の費用負担となります。
22	意見	22	第63条	第2項				秘密保持義務	可能な限り情報及び資料の提供を行います。受注者の競争上の地位を害するおそれのある情報（秘密情報）の第三者への開示はいたしかねますので、開示する情報の範囲については事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	開示する情報の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。
23	質問	23	第64条	(4)				運営期間終了時の取扱い	「引き渡し後3年以内に大規模改修が必要ない状態であることとし、…」とあります。この「大規模改修」について、要求水準書(運営維持管理業務編)P3の「基幹設備等更新」と同義であると理解してよろしいでしょうか。その場合、運営期間終了後に大規模改修を実施しない期間について、要求水準書には「5年」との記載がありますが、本契約書の「3年」を正と考えてよろしいでしょうか。	運営維持管理委託契約書(案)の「引き渡し後3年以内」を「引き渡し後5年以内」に修正します。 運営維持管理委託契約書(案)第64条 (4)主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしており、引き渡し後5年以内に大規模改修が必要ない状態であることとし、…
24	意見	23	第64条	第7号				運営期間終了時の取扱い	第2文について、可能な限り図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等の提供を行います。受注者の競争上の地位を害するおそれのある情報（秘密情報）の第三者への開示はいたしかねますので、開示する情報の範囲については事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	開示する情報の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。
25	質問	24	第67条	第2項	第2号			発注者の解除	運営維持管理委託契約における受注者の業務は、運営期間が終了すれば終了すると理解しており、本号に該当する場合はないと考えております。想定されている場合がありますらご教示いただけないでしょうか。	運営期間終了時は、ご理解のとおりです。
26	質問	24	第67条	第3項				発注者の解除	「本施設のプラント部分以外の部分の保守管理」とありますが、「本施設のプラント部分の保守管理」の誤りではないでしょうか。	記載のとおりです。
27	質問	27	第71条	第1項				特許権等	「ただし、発注者が当該実施権等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術にかかる工業所有権の存在を過失なく知らなかったことを合理的に証明したときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。」とありますが、これは、公共工事標準請負契約約款第8条のただし書き「ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。」と同じことを意図していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	意見	27	第72条	第3項				著作権の利用等	成果物及び本施設には、受注者のノウハウ等の秘密情報が含まれますので、公表や他人に閲覧等させる場合には、その内容や範囲について事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	成果物等の公表、閲覧等の場合は、事前に協議の上決定させていただきます。
29	意見	28	第72条	第5項				著作権の利用等	成果物に受注者の秘密情報が含まれる場合は、利用方法の詳細や利用者の範囲について事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	秘密情報が含まれる成果物等の公表、利用方法、利用者の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。
30	質問	29	第75条	第3項	第5号			秘密保持義務	本号は、発注者のみを対象とした規定との認識でよろしいでしょうか。また、「発注者の関係機関」、「発注者の関係者」とは、どのようなものを想定しているかご教示をお願いいたします。	発注者及び受注者を対象としたものです。「発注者の関係機関」、「発注者の関係者」は、本事業に関連する許可権者、公的申請先、関係市町とその関係者を想定しています。
31	意見	29	第75条	第3項	第6号			秘密保持義務	受注者の競争上の地位を害するおそれのある情報（秘密情報）の第三者への開示はいたしかねますので、開示する情報の範囲については事前に協議の上決定させていただきますようお願いいたします。	開示する情報の範囲は、事前に協議の上決定させていただきます。

9 様式集

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	5-4					要求水準書に対する設計仕様設計・建設編	要求水準書設計・建設編および要求水準書運営維持管理業務編の表紙に「要求水準書の内容と同様・同等の場合「要求水準書に同じ」と記載してください。」と記載がありますが、提出書類作成要領P6. 2. (4)イには「提案内容が仕様と同様 の場合は提案内容記入欄に“○”を記載すること。」とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「要求水準書に同じ」と記載してください。	
2	質問						様式集 様式6-6 提案地元発注金額の算出にあたってルールの確認	①提案地元発注金額を記載する様式は、「様式6-6 2. 地域住民の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備 地域貢献」との理解で宜しいでしょうか。 ②提案地元発注金額の積み上げにあたっては地元企業から地元企業への発注はダブルカウントとなる為、ノーカウントと理解してよろしいでしょうか。 ③提案地元発注金額には何次下請けまでの発注分をカウント対象とすべきでしょうか。 もしくは管理可能な限り、最下層までカウントしご提案するものと理解してよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③管理可能な範囲でご提案いただき、提案概要書ヒアリングにおきまして確認させていただきます。	
3	質問						様式集 様式6-6 提案地元発注金額の算出にあたってルールの確認	事業者が元請や一次下請けなどでJV（共同企業体）を組成する場合、提案地元発注金額の対象としてカウントするのはJVへの出資割合のうち地元企業の出資比率分のみと理解してよろしいでしょうか。 【以下、例】 地元企業20：地元外企業80, 工事金額100億円 提案地元発注金額は、100億円×20%=20億円	ご理解のとおりです。 JVの場合は、地元企業の分担工事額を計上して下さい。	
4	質問						様式集 様式6-6 提案地元発注金額の算出にあたってルールの確認	JVから地元企業に発注した場合は、JVにおける地元企業の出資比率分を除いた金額が地元企業への発注額のカウント対象となるものと理解してよろしいでしょうか。 【以下、例】 JVの構成比率が地元企業20:地元外企業80, 工事金額が100億円 JVから下請けとして地元企業に10億円を発注する場合 提案地元発注金額は、10億円×(100%-20%(地元企業のJV比率分))=8億円	ご理解のとおりです。 地元企業への発注金額を計上して下さい。	
5	意見						様式集 様式6-6 提案地元発注金額の算出について	入札説明書 添付資料4に「建設工事請負事業者は事業提案書で提案した関係市町に営業所等を置く企業への…」とありますが、営業所の中には、契約権限を持たず、また社員が常駐せず実際は本店や支店からの営業対応を行うなど実態の伴わないケースがございます。 つきましては、「様式6-6 2. 地域住民の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備 地域貢献」に記載すべき提案地元発注金額は、貴組合の関係市町内に本店がある企業への発注金額のみを記載することとして頂けませんでしょうか。	本事業においては、本店のみの制限を与えず、営業所等を含めることで、広く参画の機会を付与したいと考えています。 また、5/1公表の(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 参加者審査に関する質問・意見に対する回答書において、「なお、営業所等は地元根付いた拠点であるものとし、入札公告日以前からの活動実績を有することを要件に追加します。」としており、懸念の解消に繋がるものと考えています。 なお、地元企業発注額において、ご指摘の事象が疑われる場合は、ヒアリング等で実態を調査する予定です。	
6	質問						様式集 様式6-6 提案地元発注金額の算出について	参加者審査に関する質問回答書No11で「「製造工場や事業所、研究所等」は、営業所等に含まれると解釈します。…」とのご回答がございました。しかしながら、地域貢献には本事業への参画を通じた地元本店を有する企業の技術力の向上やその企業で働く地元住民への経済波及効果なども期待されているかと思慮します。 単に地元外企業の営業所及び製造工場や事業所、研究所等が関係市町にあり、その拠点を活用することでそれを地元発注金額とみなしてしまうと本来の地元貢献の目的とは一部合致しないかと思慮します。 つきましては、地元企業への発注額を提案するに際し、①吉田地区および関係市町内に本店のある企業、②関係市町内に営業所を有する企業、③関係市町内に本店や営業所がなく製造工場や事業所、研究所等を有する企業に分類して提案するものと理解して宜しいでしょうか。 また、上記①、②、③の順に評価が高くなるものと理解した上で今後の地元企業への発注額を検討するものと理解して宜しいでしょうか。	①から③に分類しての提案は、地元貢献へのアピールになるものと思われます。 ご質問の評価順位については、回答しかねますのでご理解くださいますようお願いいたします。	

7	質問							<p>参加者審査に関する質問回答書No11で「「製造工場や事業所、研究所等」は、営業所等に含まれると解釈します。…」とございますが、下記①～④についてご教示頂けますでしょうか。</p> <p>①提案地元貢献金額のカウント対象とするためには、本事業で製造工場や事業所、研究所等が活用されている（所在するだけでは対象外）必要があると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>②上記①の証明は非常に困難であると思われそうですがどのような証明方法を想定していますでしょうか。</p> <p>③製品（例、送風機）の一部を構成する部品（例、モータ）を製造、販売している企業である場合、提案地元貢献金額のカウント対象となるのは部品（モータなど）のみの金額であると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>④上記③の証明には見積書及び出荷に伴う伝票などが必要となると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>事業者間の認識の違いにより公平性が失われる可能性があると思慮し質問させて頂いています。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②提案者に委ねますが、証明として不適切と考えられるものについては、ヒアリング等により実態を確認する予定です。</p> <p>③製品の一部分を構成する部品の確認は困難なことから、地元企業への直接の発注額を対象とします。</p> <p>④提案者に委ねますが、証明として不適切と考えられるものについては、ヒアリング等により実態を確認する予定です。</p>
8	質問						<p>様式集 様式6-6 提案地元発注金額の算出について</p>	<p>運営維持管理業務における提案地元発注金額の算出ルールにつきまして、建設工事と同様であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	質問						<p>様式6-6 関心表明書について</p>	<p>様式6-6でご提案する地元発注金額に厚みと根拠を持たせるといった目的から関心表明書の提出をお認め頂けますでしょうか。</p>	<p>添付資料の扱いとなります。</p> <p>なお、添付資料が必要な場合は、様式毎に添付し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイズ：A4、</li> <li>・枚数：様式集備考に示した指定枚数</li> </ul> <p>として下さい。</p>
10	質問						<p>様式6-6 地元雇用について</p>	<p>「積極的に吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出に努める」とありますが、周辺地域とは関係市町を指し、地元雇用に関しては関係市町内に在住する方々の雇用を評価の対象とすると理解してよろしいでしょうか。もしくは「吉田区を中心とした周辺環境とは」吉田区を指し、吉田区の住民の方々の雇用の創出が評価の対象となるのでしょうか。</p>	<p>吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出は、吉田区及び吉田区に接する地域、ひいては吉田区を中心とした関係市町住民の皆様とするものです。</p>
11	意見						<p>様式6-6 継続雇用について</p>	<p>「積極的に吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出に努める」とありますが、現在稼働している工場の運転員の方々の継続雇用についても配慮が必要であると考えますので、現工場の運転員の方々の雇用も「積極的に吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出に努める」と同様に評価の対象として頂けないでしょうか。</p>	<p>吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出は、吉田区及び吉田区に接する地域、ひいては吉田区を中心とした関係市町住民の皆様とするものです。</p> <p>現工場運転員の方々の継続雇用についても理解できますが、本項で考慮することは考えておりません。</p>
12	質問						<p>様式7 事業計画</p>	<p>様式7-4及び様式7-5に記載する年度は、様式記載の令和10年度、令和11年度、令和12年度、令和13年度ではなく建設工事期間である令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
13	質問						<p>様式7 事業計画</p>	<p>様式7-5に記載の開業費につきましては、様式7-9-1の最上行に記載されている開業費償却費という項目に20年間で平準化して記載すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
14	質問						<p>様式7 事業計画</p>	<p>様式7-1「※4 運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすること。」および様式7-3-1、様式7-3-2について、「※3 運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすること。」とございますが、様式7-3-1の運営固定費Ⅰ計、様式7-3-2の運営固定費Ⅱ計それぞれの下に費用を平均化する行を追加させて頂き、その行に記載した平均化した費用を様式7-1に記載すると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
15	質問						<p>様式7 事業計画</p>	<p>外形標準課税はSPCの運営に要する費用なので、営業費用の欄に行を追加し記入する必要があると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
16	質問						<p>様式7 事業計画</p>	<p>様式7-2-1に記載する年度は、様式記載の令和10年度、令和11年度、令和12年度、令和13年度ではなく建設工事期間である令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、様式7-2-2に記載する年度は、様式記載の平成29年度、平成30年度、平成31年度、平成32年度ではなく建設工事期間である令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
17	質問						<p>様式7 事業計画</p>	<p>様式7-10、様式7-11-1、様式7-11-2の年間ごみ処理量は、要求水準書（設計・建設編）P.18 表1.3 5 計画ごみ量に記載されている数値を記入すると理解してよろしいでしょうか。また、令和20年度以降の計画ごみ量については、令和19年度の計画ごみ量と同一の数値を記入すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書 設計・建設編P17 表1.3-5 計画ごみ量 について、印西地区ごみ処理基本計画の策定に伴い、別添のとおり修正します。</p> <p>令和20年度以降の計画ごみ量については、ご理解のとおりです</p>

18	質問		7-3-2						運営・維持管理業務委託費（マテリアルリサイクル推進施設）	様式7-3-2に記載する粗大ごみ缶類および燃やさないごみに関する令和10年度から令和29年度の年間処理対象物量（t）をご教示頂けないでしょうか。	粗大ごみ缶類等、品目別の年間処理対象物量は把握しておりません。また、要求水準書 設計・建設編P17 表1.3-5 計画ごみ量 について、印西地区ごみ処理基本計画の策定に伴い、別添のとおり修正します。令和20年度以降は、令和19年度の数値を使用してください。
19	質問		7-10							要求水準書設計・建設編の表1.3-1に「災害廃棄物の処理能力として年間約1,200tを平時の焼却処理量に上乗せして見込むこととする。」と記載がありますが、様式7-10で運営変動費Ⅰ（エネルギー回収型廃棄物処理施設）を算出する時には、災害廃棄物の1,200tを見込まないとの理解でよろしいでしょうか。また、令和20年度から令和29年度の計画ごみ量についてもご教示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書設計・建設編の表1.3-1に記載のない令和20年度（2038年度）以降の計画ごみ量については、令和19年度（2037年度）と同量として下さい。

10 提出書類作成要領

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	質問	1	1	(1)				図-1 袋綴じの方法 (正本)	正本の背表紙について「背表紙(白紙)を糊付け」とありますが、割り印に支障がない市販の製本テープ(白色)を使用することは可能でしょうか。	事業提案書類の差し替えを防止するための措置ですので、封印効力のあるものとして下さい。
2	意見	1				1	(1)		基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類の正本は、袋とじではなくパイプファイルで綴じることをお認めいただけませんか。	袋とじでお願いいたします。差し替え防止措置としてご理解下さい。
3	質問	7	2	(4)	ウ			非価格要素審査に関する提出書類	様式第6-1～6-14の提案内容を補足することを目的として、様式第6-14の後に資料を添付してもよろしいでしょうか。添付資料が可能である場合、枚数の指定等があればご教示ください。	補足資料を添付する場合は、各様式の最終頁に添付して下さい。サイズ、枚数は、様式集備考のとおりです。
4	質問	7				2	(4)	エ 事業計画に関する提出書類	事業計画に関する提出書類について、「副本15部には様式7-1～2を添付することなく」とございますが、正本についても入札金額の漏洩防止の観点から様式7-1～2の添付を控えさせて頂けないでしょうか。電子媒体の提出についても上記と同様にして頂けますようお願い申し上げます。	正本は厳重に管理致しますので、要領のとおりでお願いいたします。
5	質問	8				3	(1)	① 企業名	企業名を特定または類推できる記載は行わないこととございますが、企業名とは入札参加資格申請時に申請した代表企業および構成員、協力企業を指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	質問	9	3	(1)	⑦			通し番号	「通し番号を付すること」とありますが、事業計画に関する提出書類は正本と副本で綴じ込む様式数が異なるため、通し番号および総ページ数にずれが生じます。つきましては、正本にのみ綴じ込む様式(様式第7-1～2)は、副本では「正本でのみ提出」と記載した用紙を綴じ込み、通し番号にずれが生じないような方法を採用することでよろしいでしょうか。	通し番号は、様式5、様式6、様式7のそれぞれに「ページ番号/総ページ数」を付して下さい。総ページ数は様式5、様式6、様式7の合計ではありません。
7	質問	9	3	(1)	⑧			応募者番号	「各書類の所定の欄に、交付された応募者番号を記載すること」とありますが、いただいた様式に所定の欄がありません。右下に記載するという形でよろしいでしょうか。	各様式の右下にグループ名の記載をお願いします。
8	質問	9	3	(1)	⑧			応募者番号	3ページ 図-3表紙・背表紙イメージ(副本)の表紙に「グループ名 ****」とありますが、各書類に記載する応募者番号は「****」でよろしいでしょうか。または「グループ名 ****」とした方がよろしいでしょうか。	応募者番号は、グループ名に修正します。
9	質問	9				3	(1)	⑦ 通し番号	基礎審査に関する提出書類の通し番号は様式5-3～11と記載されていますが、様式5-1～2は含まなくてよろしいでしょうか。製本した際に5-1～2には通し番号がなく、5-3～通し番号が始まるので確認させていただけないでしょうか。	通し番号は、様式5-3、様式5-4①(様式にページ記載済)、様式5-4②(様式にページ記載済)、様式5-5～11、毎に「ページ番号/総ページ数」を付して下さい。

1 1 その他

番号	質問・意見	頁	項目番号等	項目名	内容	回答 (令和5年7月11日)
1	意見	—		施設見学会	印西クリーンセンター施設見学会、次期中間処理施設整備運営事業建設予定地見学会を開催して頂けないでしょうか。	事業者の希望により開催します。 日程は今後調整します。
2	意見	—		参考資料に関して	実施方針に関する質問・意見に対する回答書No9にてご回答頂いております資料につきまして、ご用意でき次第、ご公表を願いますでしょうか。	組合が管理している印西地区一般廃棄物最終処分場、平岡自然公園（印西斎場、平岡自然の家、印西霊園）の電力に関する情報は別添のとおりです。
3	質問			低入札価格調査基準価格について	印西地区環境整備事業組合公告第11号に低入札価格調査基準価格を設定するとございますが、貴組合の低入札価格調査制度実施要領をご提示いただけますでしょうか。	別添のとおり、本組合低入札価格調査制度実施要領を提示します。
4	意見			失格基準価格の設定について	印西地区環境整備事業組合公告第11号に低入札価格調査基準価格の記載はございますが、印西市低入札価格調査制度実施要領と同様に失格基準価格も設定されると理解して宜しいでしょうか。事業全体の品質確保及びダンプ防止の観点から設定していただきたく存じます。	失格基準価格は設定しません。
5	質問			低入札価格調査基準価格および失格基準価格の設定について	低入札価格調査基準価格は、設計・建設金額と運営金額のそれぞれに対して設定されるわけではなく、入札価格全体に対して設定されると考えてよろしいでしょうか。 また、失格基準価格も設定される場合には上記と同様の考え方でよろしいでしょうか。	低入札価格調査基準価格は、設計・建設金額に対し設定します。